

第3期下関市地域福祉計画
第3期下関市地域福祉活動計画
(案)

平成 29 年 12 月
下関市
下関市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉の考え方	2
3 計画が目指す地域福祉のイメージ	3
4 計画の位置付け	4
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	8

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況	9
2 支援を必要とする人の状況	16
3 地域活動の主な担い手の状況	21

第3章 第2期計画の取組の状況と今後の課題

1 下関市の主な取組	23
2 下関市社会福祉協議会の主な取組と評価	32

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	34
2 基本目標	34
3 計画の体系	36

第5章 計画の取組

1 基本目標1 “ふれあいの人づくり”	37
(1) 出会いのきっかけ・場づくり	37
(2) 共に支え合い、助け合う意識づくり	41
(3) 地域福祉の担い手となる人づくり	45

2	基本目標2 “ささえあいの輪づくり”	49
	(1) 見守り、気づき、つながる輪づくり	49
	(2) 福祉に関する市民活動の輪づくり	54
	(3) 民生委員・児童委員、福祉員との輪づくり	59
3	基本目標3 “あんしんの地域づくり”	62
	(1) 地域での気づきがつながる相談体制づくり	62
	(2) 福祉サービスの提供及び情報提供の体制づくり	66
	(3) 地域の防犯・防災体制づくり	71
	(4) 人にやさしいまちづくり	74
第6章 計画の推進		
1	協働による計画の推進	77
2	計画の推進体制と評価の方法	78
3	計画の周知・啓発	79
4	地域福祉の更なる推進に向けて（地域福祉連携組織の設置）	79

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

下関市の平成27年の国勢調査結果による人口は268,517人であり、平成22年と比較して15歳未満人口は7.8%減、65歳以上の高齢者人口は9.8%増、高齢化率は33.0%と、急速に少子高齢化が進行しています。2025年(平成37年)には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることから医療や介護のニーズが増大することが見込まれています。

また、地域社会では、核家族化の進行、地域の間人関係の希薄化等を背景とした子育て家庭や高齢者等が孤立する状況や高齢者や児童、障害のある人への虐待等の問題に加え、高齢の親と働いていない独身の子どもとの同居、介護と育児に同時に直面する世帯、複合的な問題を抱えた生活困窮者等、新たな問題が生じています。

このような、拡大、多様化する福祉ニーズに対応するためには、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、解決していく意識とともに、市、地域住民、関係機関等の協働により包括的に支援していく体制の整備が重要となっています。

「地域福祉の推進」の概念は、平成12年の社会福祉法(昭和26年法律第45号)改正により提示され、地域福祉を推進するための計画として、第107条に市町村地域福祉計画の規定が設けられました。その後、国における社会福祉を取りまく状況は大きく変化しており、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されるとともに、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法も一部改正され平成30年4月に施行されます。

これまで、下関市においては「第2期下関市地域福祉計画」(平成25年3月策定)を、下関市社会福祉協議会においては「第2次下関市地域福祉活動計画」(平成25年3月策定)を策定し、ともに連携を図り下関市における「地域福祉の推進」に取り組んできましたが、こうした状況を踏まえ、さらなる下関市の地域福祉推進の充実を図るため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとしました。

「第3期下関市地域福祉計画・第3期下関市地域福祉活動計画」は、これまでの実施状況を踏まえ、市民アンケート調査結果、地域懇話会での意見聴取、議会からの提言等を基に、今後の下関市における「地域福祉の推進」のあり方について学識経験者や社会福祉事業関係者等によって構成される「下関市地域福祉計画審議会(下関市地域福祉活動計画策定委員会)」において審議し、策定しました。

2 地域福祉の考え方

地域福祉とは、すべての市民が、健康で、住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活が送れるよう、市民自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことです。

市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市など、地域のあらゆる主体の協働による、地域福祉の推進における概念である「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を、本計画では次のように定義します。

自助

市民一人ひとりが、自らの主体的な取組で生活課題を解決することを「自助」といいます。

日々の生活で、困ったことが起こったときに自分自身や家族で解決すること、健康づくりや介護予防に取り組む自らの健康を維持すること、自分や家族に必要な情報を自分自身で収集すること、家族を大切にしたり、積極的に地域の人とのつながりをもつことなどが「自助」の取組に当たります。

互助

隣近所の住民同士や友人、知人との助け合いや、自治会や民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、NPO 団体、事業者、社会福祉協議会などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決することを「互助」といいます。

近隣のひとり暮らしの高齢者に声をかけること、近隣住民の悩みを聞くこと、その悩みを一緒に解決したり相談機関を紹介したりすること、近隣の住民に子どもを預けたり、預かったりすること、地域で活動する団体による見守り活動などが「互助」の取組に当たります。

* 従前、このような活動を「共助」と定義していましたが、本計画では国の地域包括ケアシステムのあり方において示された定義に合わせ、「互助」としました。

共助

制度化された相互扶助のことを「共助」といいます。

介護保険や医療保険に代表される社会保障制度及びサービスが「共助」に当たります。

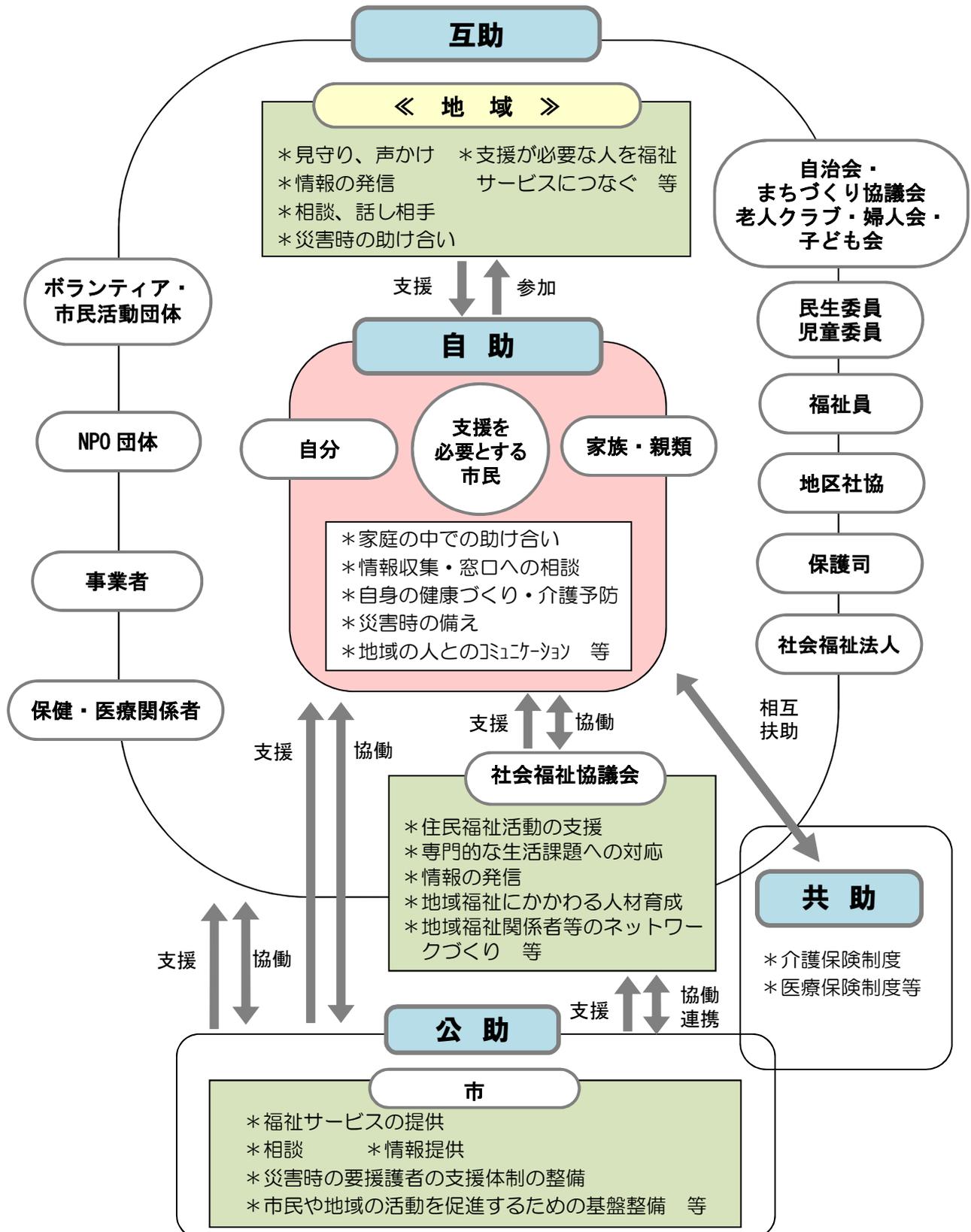
公助

公的な制度として、福祉・保健・医療その他の関連するサービスを提供することを「公助」といいます。

「いきいきシルバープラン」、「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画・下関市障害児福祉計画」、「下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画」等の計画に基づいて推進する福祉サービスの提供が「公助」に当たります。

3 計画が目指す地域福祉のイメージ

自らの力で生活課題を解決する「自助」を基本とし、地域の支え合いによる「互助」や制度化された相互扶助である「共助」により支援し、行政がその「互助」の取組を支援するとともに、「公助」で提供するべき福祉サービスの充実を図り、地域福祉を推進します。



4 計画の位置付け

地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携を図り、推進することが重要であるため、両計画を一体的に策定します。

(1) 地域福祉計画

ア 法令の根拠

社会福祉法第4条において、地域住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う者の三者を地域福祉の推進に努めなければならない主体として定めています。

また、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として位置付けられ、下関市における地域福祉の推進について定めるものです。

社会福祉法（平成30年4月施行）抜粋

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

イ 関連計画との整合性

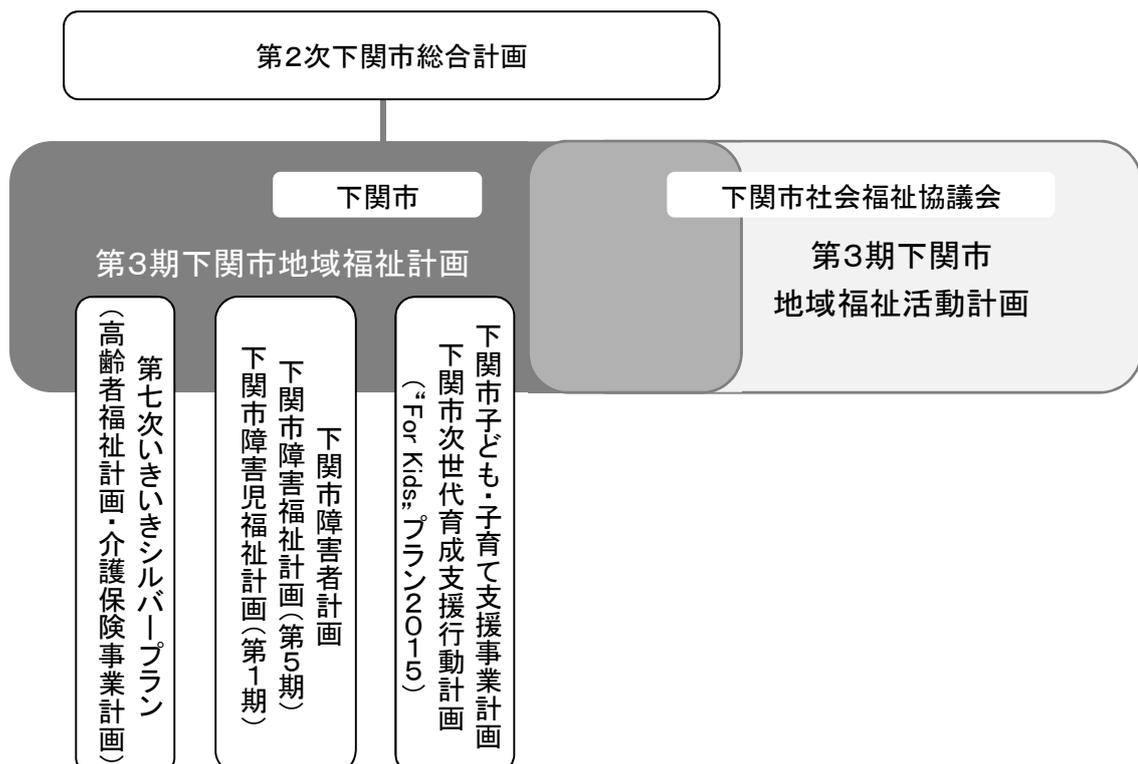
- 下関市の基本計画である「第2次下関市総合計画」を踏まえ、本市の地域福祉を総合的に推進するために策定する計画です。
- 保健福祉分野の関連する個別計画である「第七次いきいきシルバープラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」（平成30年3月策定予定）、「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画（第5期）・下関市障害児福祉計画（第1期）」（平成30年3月策定予定）、「下関市子ども・子育て支援事業計画 下関市次世代育成支援行動計画（“For Kids”プラン2015）」（平成27年3月策定）等との整合性を図り策定します。
- 保健福祉分野の関連計画は、個別の法律や制度に基づき、対象者ごと、分野ごとの施設やサービスの必要量と整備計画を中心とした計画です。一方、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を掲げ、保健福祉分野の関連計画の上位計画に当たります。

(2) 地域福祉活動計画

下関市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

地域福祉活動計画は、下関市社会福祉協議会が呼びかけて市民、ボランティアやボランティアグループ、福祉サービスを提供する事業者や社会福祉施設、NPO法人等の参画のもとで策定する、地域福祉の推進を目的とする民間レベルの実践的な活動・行動計画です。

【他計画との関係図】



5 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 34 年度までの5か年を計画期間とします。

なお、関連計画との整合性や社会状況の変化への対応のため、必要に応じて見直しを行うものとします。

【本計画と関連計画の期間】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
第2次 下関市総合計画	基本構想	平成 27 年度～平成 36 年度				
	基本計画	(前期)平成 27 年度～平成 31 年度		(後期)平成 32 年度～平成 36 年度		
第3期下関市地域福祉計画 第3期下関市地域福祉活動計画		平成 30 年度～平成 34 年度				
第七次いきいきシルバープラン (高齢者福祉計画・介護保険事業計画)		(第七次)平成 30 年度～平成 32 年度			平成 33 年度～平成 35 年度	
下関市障害者計画		平成 30 年度～平成 35 年度				
下関市障害福祉計画(第5期)		(第 5 期)平成 30 年度～平成 32 年度			平成 33 年度～平成 35 年度	
下関市障害児福祉計画(第1期)		(第 1 期)平成 30 年度～平成 32 年度			平成 33 年度～平成 35 年度	
下関市子ども・子育て支援事業計画 下関市次世代育成支援行動計画 (“For Kids”プラン 2015)		平成 27 年度～平成 31 年度		(第 2 次)平成 32 年度～平成 36 年度		

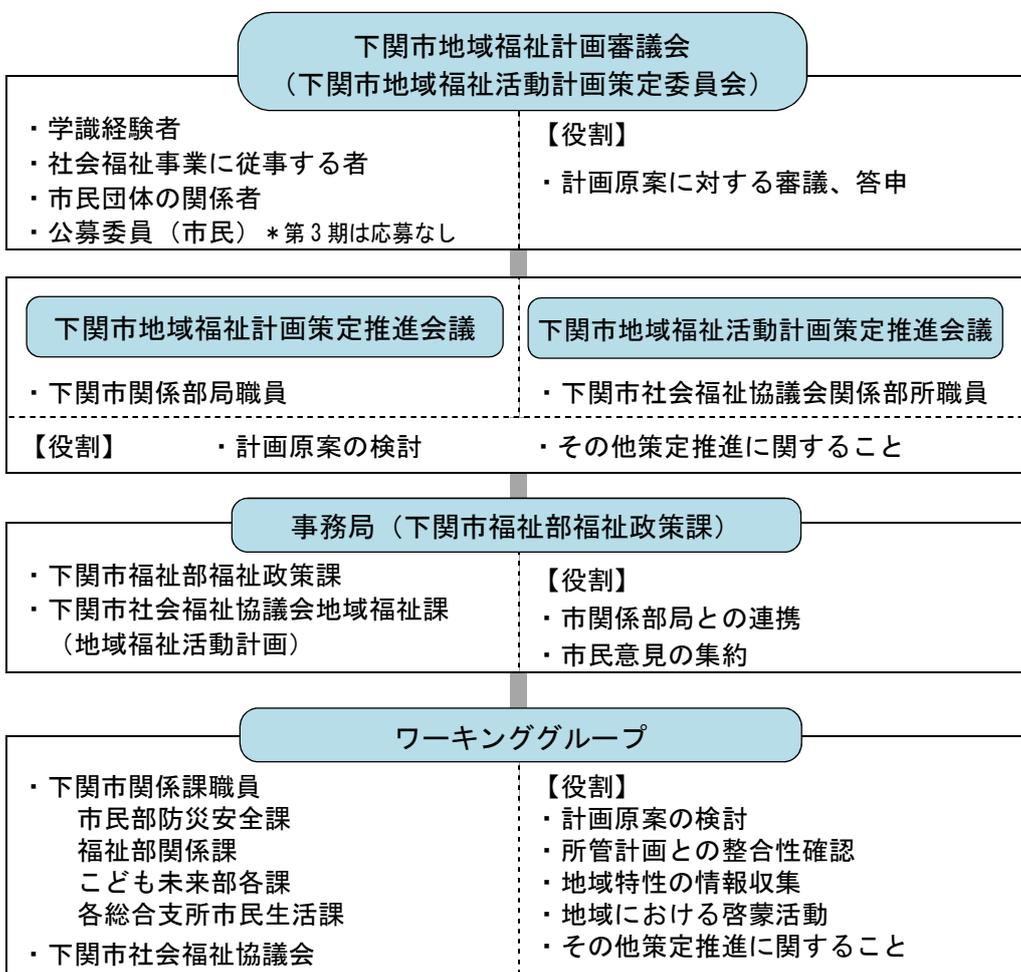
6 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定は、下関市福祉部福祉政策課が、下関市社会福祉協議会、庁内関係部局と連携を図りながら進めます。

また、検討に当たっては、市民の立場、専門分野からの総合的な意見を聴くことを目的として、学識経験者、社会福祉事業に従事する者、市民団体の関係者、公募委員（市民）によって構成される、「下関市地域福祉計画審議会（下関市地域福祉活動計画策定委員会）」を設置しました。

【計画の策定体制】



(2) 市民参画の方策

本計画の策定に当たり、住民相互の交流状況や見守り活動等に対する意識、要支援者の生活課題を把握するため、市民を対象に「地域の暮らしと福祉に関する調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

また、市民からの意見を計画に反映するとともに、市民の意識を高め、今後の計画推進のきっかけづくりとなるよう、市内8か所で地域懇話会を開催するとともに、地域で活動する団体のヒアリングを実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 少子高齢化の進行

下関市の少子高齢化は、急速に進行しており、高齢化率（65歳以上人口割合）は全国よりも高い値で推移しています。

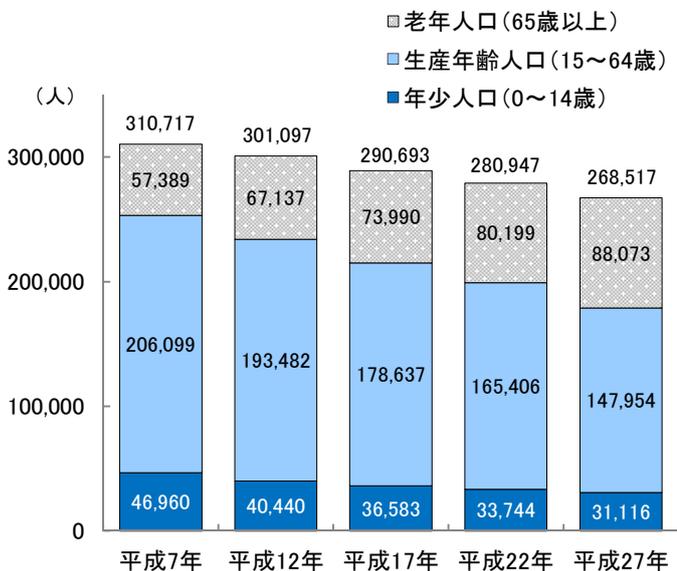
また、高齢化率は地域により大きな差がみられます。

国勢調査によると、下関市の人口は減少が続いており、平成27年の人口は268,517人であり、平成17年と比較すると7.6%の減少となっています。

年齢3区分別人口をみると、平成27年の年少人口は31,116人であり、平成17年と比較すると14.9%減、平成27年の老年人口は88,073人であり、平成17年と比較すると19.0%増となっています。

下関市の将来人口推計を見ると、今後も人口は減少し、少子高齢化が進行することが予測され、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年の高齢化率は37.0%となる見込みです。

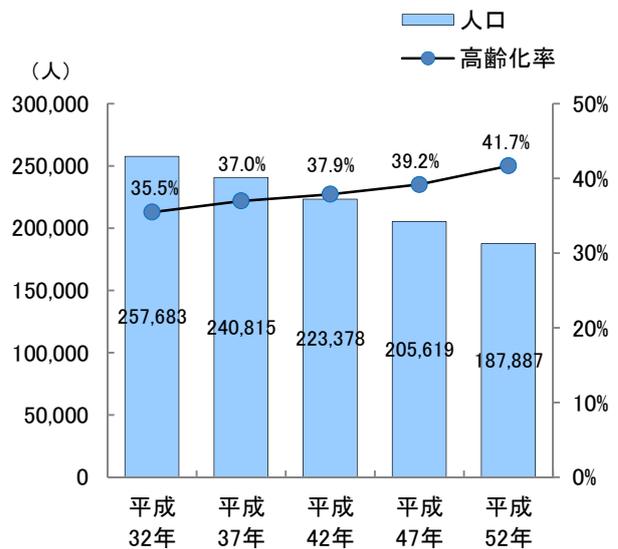
【年齢3区分別人口の推移】



* 人口総数には年齢不詳を含む

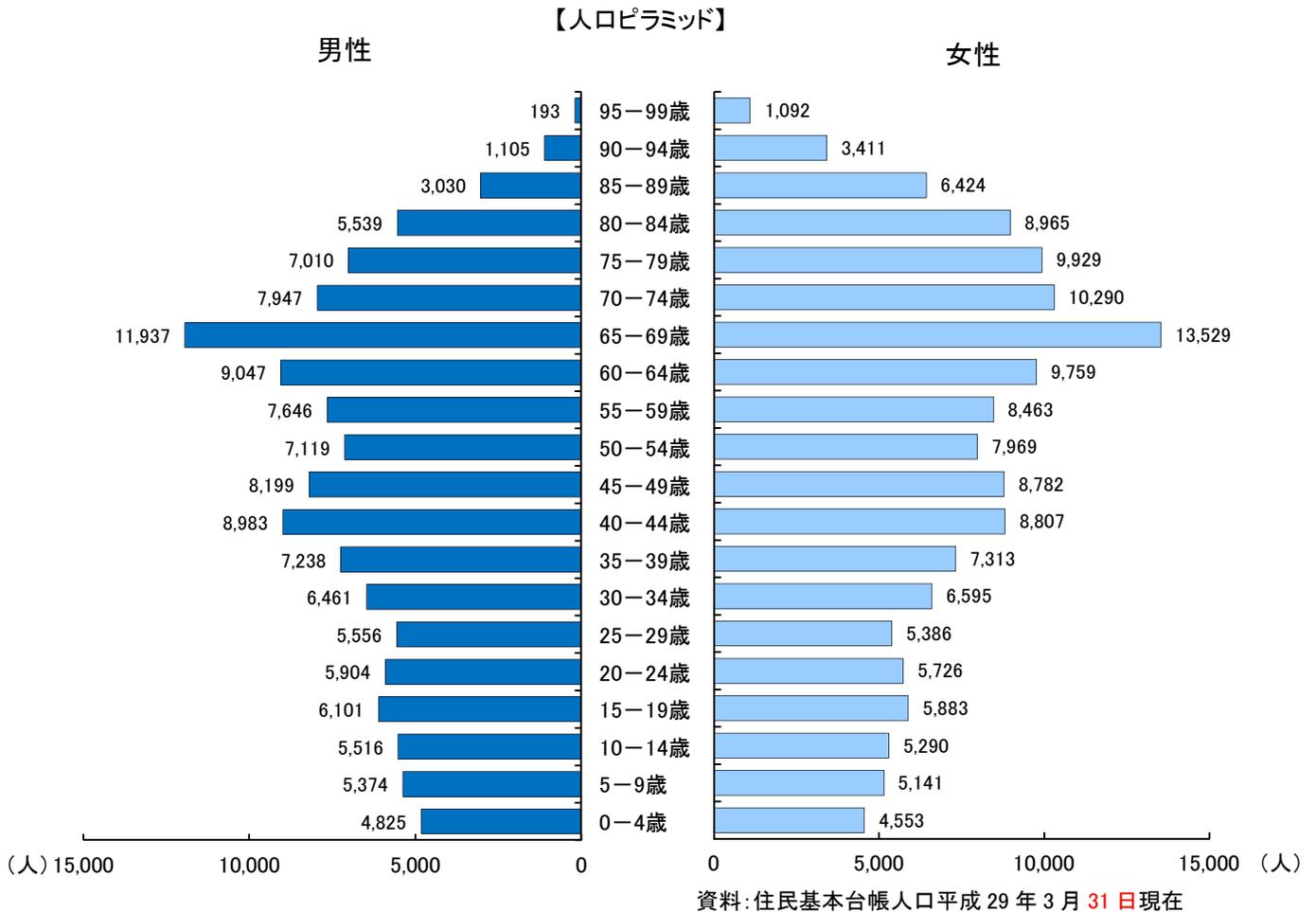
資料：国勢調査

【推計人口】

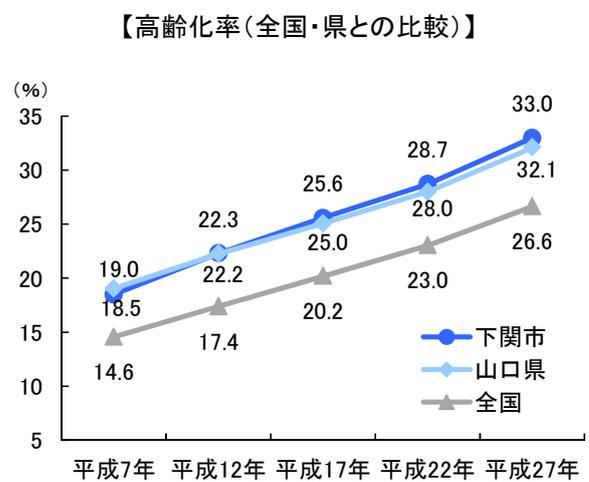
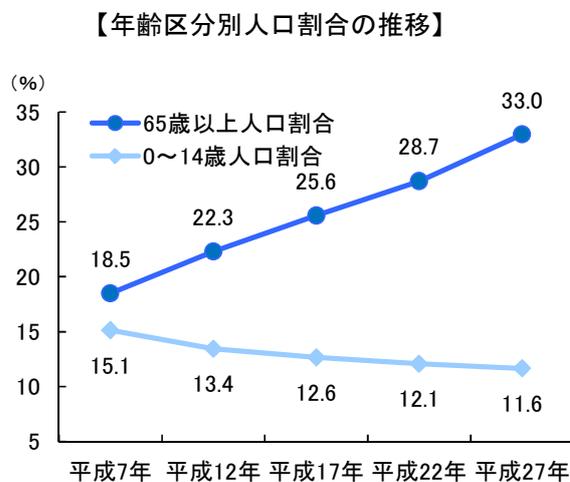


資料：平成24年～平成29年(各年9月30日時点)の6年間の住基台帳人口を国立社会保障・人口問題研究所の全国年齢別男女別生命表、合計特殊出生率をもとにコーホート要因法により推計

平成 29 年 3 月末現在の住民基本台帳に基づく下関市の人口構成は、男女ともに 65～69 歳人口が突出して多くなっています。



国勢調査による 65 歳以上人口割合（高齢化率）は上昇が続いており、平成 27 年では 33.0%となっています。また、全国よりも高い値となっています。



資料: 国勢調査

下関市の高齢化率の高さは、県内 13 市のうち 7 位（山口県は全国で 4 位）、中核市 48 市のうち 2 位となっています。

【高齢化率の比較】

山口県内市部(13 市中)			中核市(48 市中)		
順位	市	高齢化率	順位	市	高齢化率
1 位	長門市	40.0%	1 位	呉市	33.8%
2 位	萩市	40.0%	2 位	下関市	33.5%
3 位	美祢市	39.1%	3 位	函館市	33.0%
4 位	柳井市	37.0%	4 位	旭川市	31.4%
5 位	光市	33.9%	5 位	横須賀市	30.1%
6 位	岩国市	33.6%	6 位	長崎市	29.7%
7 位	下関市	33.5%	7 位	佐世保市	29.5%

資料：住民基本台帳(平成 29 年 1 月 1 日現在)

地域別に平成 29 年 3 月末現在の高齢化率をみると、豊北地域が 50.9%と最も高く、最も低い山陰地域と比較すると 22.9 ポイントの差があります。

高齢化率を第 2 期計画策定時(平成 24 年)と比較すると、豊北地域の伸びが最も高く 8.3 ポイント上昇、続いて豊田地域が 7.7 ポイント上昇、豊浦地域が 7.0 ポイント上昇、彦島地域が 6.1 ポイント上昇となっています。

【地域別高齢者数及び高齢化率の推移】

地域 (支所区分)	平成 24 年		平成 29 年		増減(H29-H24)	
	高齢者数	高齢化率	高齢者数	高齢化率	高齢者数	高齢化率
本 庁	22,750 人	31.8%	24,137 人	36.1%	1,387 人	+4.3 ポイント
彦 島	9,133 人	30.9%	9,904 人	37.0%	771 人	+6.1 ポイント
山 陽 (長府・玉司・清末・小月・玉喜・吉田)	15,213 人	27.4%	17,401 人	31.7%	2,188 人	+4.3 ポイント
山 陰 (勝山・内日・川中・安岡・吉見)	18,937 人	23.3%	22,280 人	28.0%	3,343 人	+4.7 ポイント
菊 川	2,347 人	28.9%	2,719 人	34.7%	372 人	+5.8 ポイント
豊 田	2,200 人	36.5%	2,361 人	44.2%	161 人	+7.7 ポイント
豊 浦	6,287 人	33.3%	7,071 人	40.3%	784 人	+7.0 ポイント
豊 北	4,583 人	42.6%	4,748 人	50.9%	165 人	+8.3 ポイント
市全体	81,450 人	28.9%	90,621 人	33.8%	9,171 人	+4.9 ポイント

資料：住民基本台帳(各年 3 月 31 日現在)

(2) 家族形態の変化

下関市の家族形態は変化しており、親族世帯の割合は低下、単独世帯の割合が上昇し、親族世帯のうち核家族世帯の割合が上昇しています。

本庁地域では、他の地域より親族世帯の割合が低く、単独世帯の割合が高くなっています。

国勢調査による下関市の総世帯数は平成22年が最も多く、平成27年には減少し、116,298世帯となっています。一方、一般世帯の一世帯当たりの人員は減少し続けています。

家族類型別の割合をみると、親族世帯は低下し、単独世帯が上昇しています。

また、親族世帯についてみると、核家族世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯の割合は低下しています。

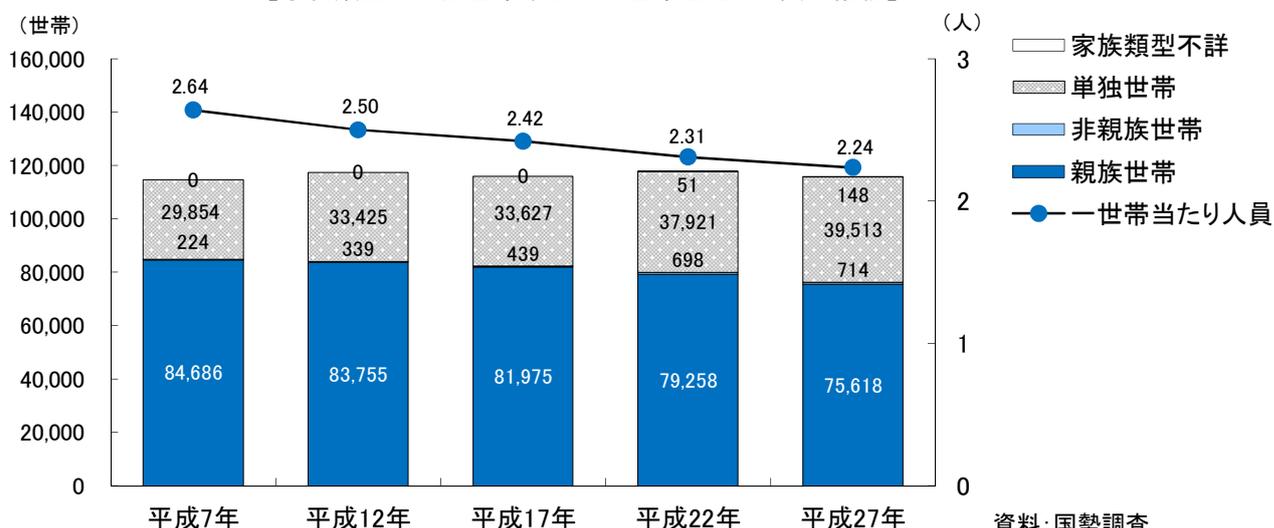
【世帯数及び世帯割合の推移】

世帯の家族類型	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯(世帯)	115,193	117,744	117,436	118,178	116,298
一般世帯(世帯) [一世帯当たり人員(人)]	114,764 [2.64]	117,519 [2.50]	116,041 [2.42]	117,928 [2.31]	115,993 [2.24]
親族世帯(世帯) [一般世帯に占める割合]	84,686 [73.8%]	83,755 [71.3%]	81,975 [70.6%]	79,258 [67.2%]	75,618 [65.2%]
核家族世帯(世帯) [親族世帯に占める割合]	69,324 [81.9%]	69,965 [83.5%]	69,542 [84.8%]	68,350 [86.2%]	66,529 [88.0%]
その他の親族世帯(世帯) [親族世帯に占める割合]	15,362 [18.1%]	13,790 [16.5%]	12,433 [15.2%]	10,908 [13.8%]	9,089 [12.0%]
非親族世帯(世帯) [一般世帯に占める割合]	224 [0.2%]	339 [0.3%]	439 [0.4%]	698 [0.6%]	714 [0.6%]
単独世帯(世帯) [一般世帯に占める割合]	29,854 [26.0%]	33,425 [28.4%]	33,627 [29.0%]	37,921 [32.2%]	39,513 [34.1%]
家族類型不詳	0	0	0	51	148

資料: 国勢調査

* 一般世帯: 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構成して住んでいる単身者。施設等の世帯を除く世帯。

【家族類型別一般世帯数及び一世帯当たり人員の推移】



資料: 国勢調査

平成 27 年の国勢調査の一般世帯数を地域別にみると、本庁地域では親族世帯の割合が他の地域よりも低く、単独世帯の割合が高くなっており、一世帯当たりの人員も少なくなっています。

一方、菊川地域では親族世帯の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

【地域別世帯数及び世帯割合】

地 域	一般世帯(世帯)		親族世帯(世帯) [一般世帯に占める割合]			非親族 世帯 (世帯) [一般世帯に 占める割合]	単独 世帯 (世帯) [一般世帯に 占める割合]
		一世帯当たり 人員(人)		核家族世帯 (世帯)	その他の 親族世帯 (世帯)		
				[親族世帯に 占める割合]	[親族世帯に 占める割合]		
本 庁	32,779	1.99	18,302 [55.8%]	16,462 [89.9%]	1,840 [10.1%]	231 [0.7%]	14,183 [43.3%]
彦 島	11,249	2.31	7,868 [69.9%]	6,908 [87.8%]	960 [12.2%]	70 [0.6%]	3,308 [29.4%]
山 陽	22,098	2.37	15,723 [71.2%]	13,920 [88.5%]	1,803 [11.5%]	100 [0.5%]	6,257 [28.3%]
山 陰	33,881	2.28	22,207 [65.5%]	19,909 [89.7%]	2,298 [10.3%]	230 [0.7%]	11,384 [33.6%]
菊 川	2,733	2.70	2,194 [80.3%]	1,742 [79.4%]	452 [20.6%]	14 [0.5%]	522 [19.1%]
豊 田	2,118	2.43	1,502 [70.9%]	1,144 [76.2%]	358 [23.8%]	9 [0.4%]	607 [28.7%]
豊 浦	7,176	2.35	5,110 [71.2%]	4,324 [84.6%]	786 [15.4%]	41 [0.6%]	2,024 [28.2%]
豊 北	3,959	2.24	2,712 [68.5%]	2,120 [78.2%]	592 [21.8%]	19 [0.5%]	1,228 [31.0%]

資料：平成 27 年国勢調査

* 一般世帯には、世帯の家族類型「不詳」を含む

世帯の家族類型

- 一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者(施設等の世帯を含まない。)
- 単独世帯：世帯員が一人の世帯
- 核家族世帯：夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯(男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む。)
- その他の親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯
- 非親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯

(3) 高齢者世帯の増加

高齢化に伴い、高齢者のいる世帯が増加しており、平成 27 年国勢調査の結果では、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は 48.7%、うち高齢者単独世帯の割合が 31.5%を占めています。

豊北地域では、高齢者のみの世帯が 44.3%に上っており、他の地域よりも高くなっています。

下関市の高齢者のいる世帯は、増加を続け、平成 27 年国勢調査の結果では 56,484 世帯であり、平成 17 年と比較すると 14.5%増、一般世帯に占める割合は 48.7%となっています。

また、高齢者単独世帯は、17,786 世帯であり、平成 17 年と比較すると 25.8%増と、大きな伸びとなっています。

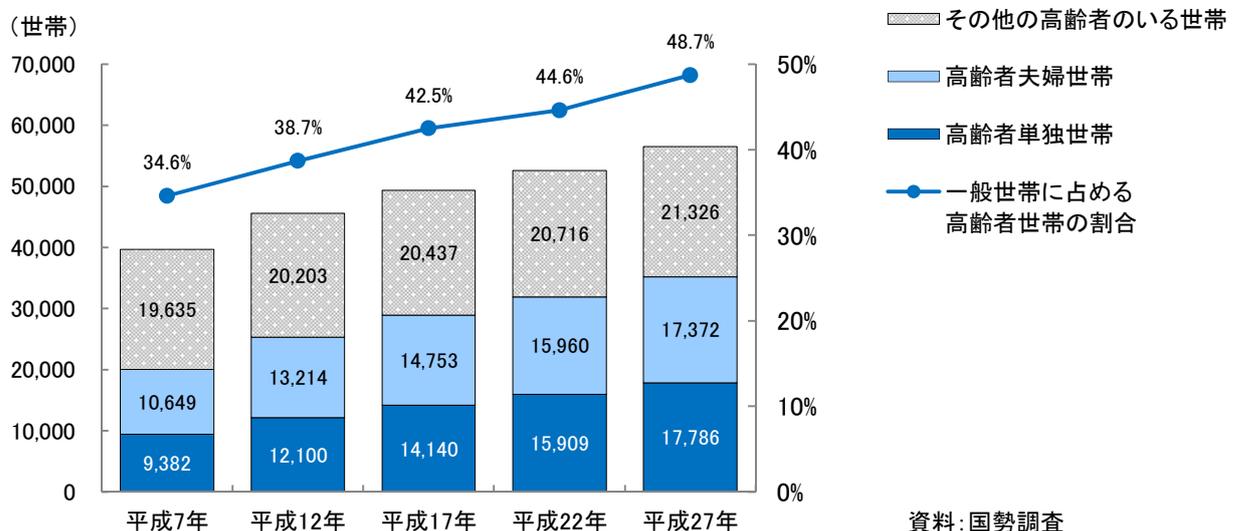
【高齢者世帯数及び世帯割合の推移】

世帯の家族類型	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
高齢者のいる一般世帯(世帯) [一般世帯に占める割合]	39,666 [34.6%]	45,517 [38.7%]	49,330 [42.5%]	52,585 [44.6%]	56,484 [48.7%]
高齢者単独世帯(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	9,382 [23.7%]	12,100 [26.6%]	14,140 [28.7%]	15,909 [30.3%]	17,786 [31.5%]
高齢者夫婦世帯*(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	10,649 [26.8%]	13,214 [29.0%]	14,753 [29.9%]	15,960 [30.4%]	17,372 [30.8%]
その他の高齢者のいる世帯(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	19,635 [49.5%]	20,203 [44.4%]	20,437 [41.4%]	20,716 [39.4%]	21,326 [37.8%]

資料：国勢調査

* 高齢者夫婦世帯：夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

【家族類型別高齢者世帯数及び世帯割合の推移】



平成 27 年国勢調査の高齢者のみの世帯を地域別にみると、一般世帯に占める割合が最も高いのは豊北地域であり、平成 17 年と比較すると 10.8 ポイント上昇しています。

【地域別高齢者のみの世帯数及び世帯割合の推移】

地 域	平成 17 年		平成 27 年		増減(H27-H17)	
	高齢者のみの世帯	一般世帯に占める割合	高齢者のみの世帯	一般世帯に占める割合	高齢者のみの世帯	一般世帯に占める割合
本 庁	9,308	27.2%	10,720	32.7%	1,412	+5.5 ポイント
彦 島	3,108	25.0%	3,739	33.2%	631	+8.2 ポイント
山 陽	4,650	22.3%	6,164	27.9%	1,514	+5.6 ポイント
山 陰	5,136	16.3%	7,767	22.9%	2,631	+6.6 ポイント
菊 川	513	18.7%	723	26.5%	210	+7.8 ポイント
豊 田	652	27.6%	810	38.2%	158	+10.6 ポイント
豊 浦	1,832	25.0%	2,530	35.3%	698	+10.3 ポイント
豊 北	1,536	33.5%	1,754	44.3%	218	+10.8 ポイント
市全体	26,735	23.0%	34,207	29.5%	7,472	+6.5 ポイント

資料: 国勢調査

高齢者保健福祉実態調査の結果による、65 歳以上ひとり暮らし世帯は年々増加しています。

75 歳以上ふたり暮らし世帯は、平成 28 年まで増加していましたが、平成 29 年はやや減少しています。

【65 歳以上ひとり暮らし世帯数・75 歳以上ふたり暮らし世帯数の推移】

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
65 歳以上ひとり暮らし世帯数	14,301	14,747	14,927	15,174	15,542
75 歳以上ふたり暮らし世帯数	4,530	4,594	4,672	5,016	4,998

資料: 高齢者保健福祉実態調査(各年 5 月 1 日現在)

2 支援を必要とする人の状況

(1) ひとり親世帯の状況

母子世帯は、平成 17 年に大きく増加していますが、平成 22 年以降は減少していますが、一般世帯に占める割合は、山口県、全国よりも高い値で推移しています。

国勢調査による下関市の母子世帯は、平成 17 年に大きく増加し 2,435 世帯でしたが、平成 22 年以降は減少し、平成 27 年は 2,261 世帯であり、一般世帯に占める割合もやや低下しています。

しかし、母子世帯の一般世帯に占める割合は、山口県、全国よりも高い値で推移しています。

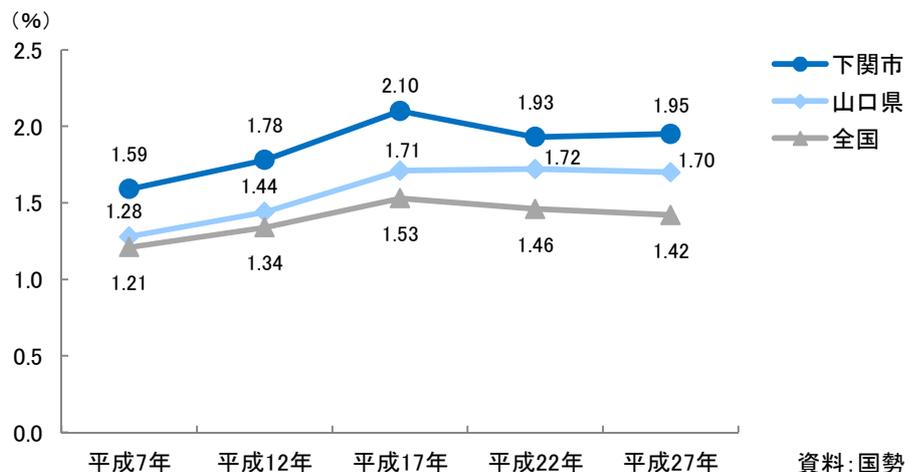
一方、父子世帯は、平成 22 年までは 200 世帯台で推移していましたが、平成 27 年は 174 世帯と減少しています。

【母子世帯・父子世帯数及び世帯割合の推移】

世帯の家族類型	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯(世帯) [一般世帯に占める割合]	1,827 [1.59%]	2,088 [1.78%]	2,435 [2.10%]	2,281 [1.93%]	2,261 [1.95%]
6 歳未満の子ども いる世帯(世帯)	304	475	504	410	415
父子世帯(世帯) [一般世帯に占める割合]	237 [0.21%]	217 [0.18%]	241 [0.21%]	201 [0.17%]	174 [0.15%]
6 歳未満の子ども いる世帯(世帯)	17	25	16	11	13

資料: 国勢調査

【母子世帯割合の推移(全国・県との比較)】



資料: 国勢調査

18歳以下の児童を監護している母子・父子家庭の母、父または養育者を対象とした給付である児童扶養手当の支給世帯数は減少傾向にあります。

【児童扶養手当支給状況の推移】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
世帯数(世帯)	3,007	2,927	2,936	2,807	2,789

資料:こども家庭課(各年3月31日現在)

(2) 生活困窮の状況

平成29年の生活保護の保護率(人口に占める生活保護人員割合)は1.65%であり、やや減少しています。

生活保護世帯数は平成27年まで増加していましたが、平成28年から減少に転じ、平成29年には3,494世帯となっています。保護率は1.65%とやや減少しています。

下関市の生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数は、平成27年度は395件であり、人口10万人あたりの件数は全国、山口県よりも少なくなっていますが、平成28年度は541件であり、人口10万人あたりの件数は全国、山口県よりも多くなっています

【生活保護世帯数の推移】

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
世帯数(世帯)	3,510	3,561	3,567	3,556	3,494
人数(人)	4,667	4,691	4,660	4,598	4,478
保護率(%)	1.68%	1.70%	1.70%	1.70%	1.65%

資料:生活支援課(各年4月1日現在)

【生活困窮者自立支援制度における支援状況】

区分	平成27年度					
	新規相談受付件数	プラン作成件数		就労支援対象者数		
		人口10万人あたり	人口10万人あたり	人口10万人あたり	人口10万人あたり	
全国	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8
山口県	1,971	14.1	471	3.4	257	1.8
下関市	395	11.9	14	0.4	5	0.2

区分	平成28年度					
	新規相談受付件数	プラン作成件数		就労支援対象者数		
		人口10万人あたり	人口10万人あたり	人口10万人あたり	人口10万人あたり	
全国	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1
山口県	1,633	11.8	492	3.5	241	1.7
下関市	541	16.4	37	1.1	27	0.8

資料:厚生労働省生活困窮者自立支援制度における支援状況調査

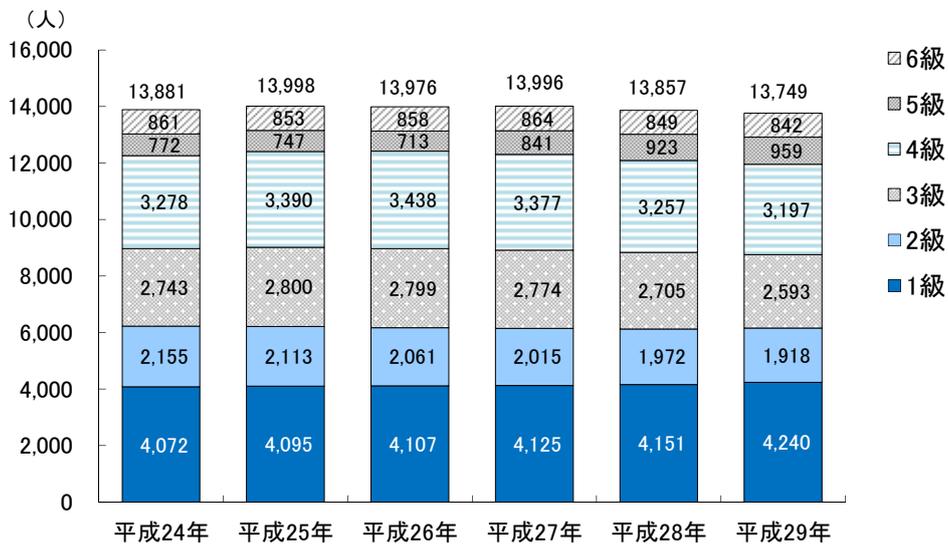
(3) 障害者等の状況

身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者は増加しています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者（特定疾患・小児慢性特定疾患）は増加し続けています。

身体障害者手帳所持者は平成 28 年以降減少しており、平成 29 年を平成 24 年と比較すると 132 人減少、0.9%減となっています。

平成 29 年 4 月現在における等級別の構成比をみると、重度（1・2 級）の人の割合が 44.8%となっています。

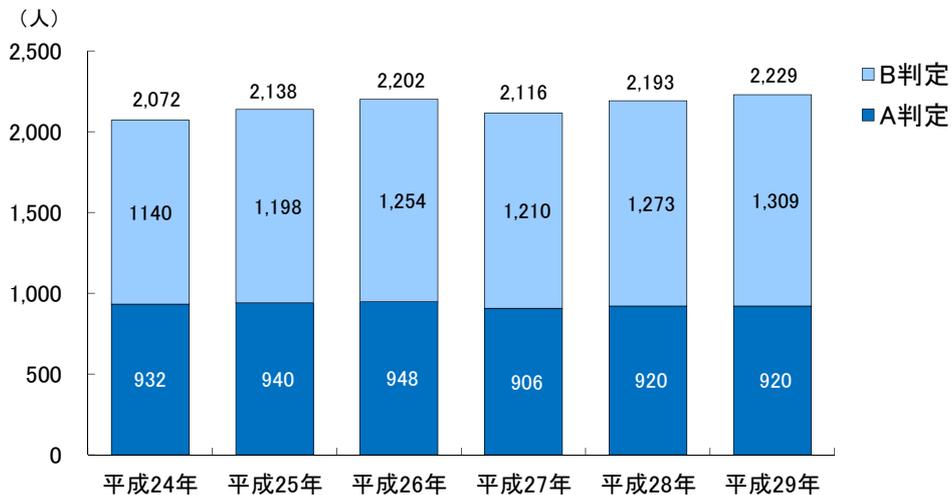
【身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：障害者支援課（各年 4 月 1 日現在）

療育手帳所持者は、平成 27 年に一旦減少し、平成 28 年以降増加しています。

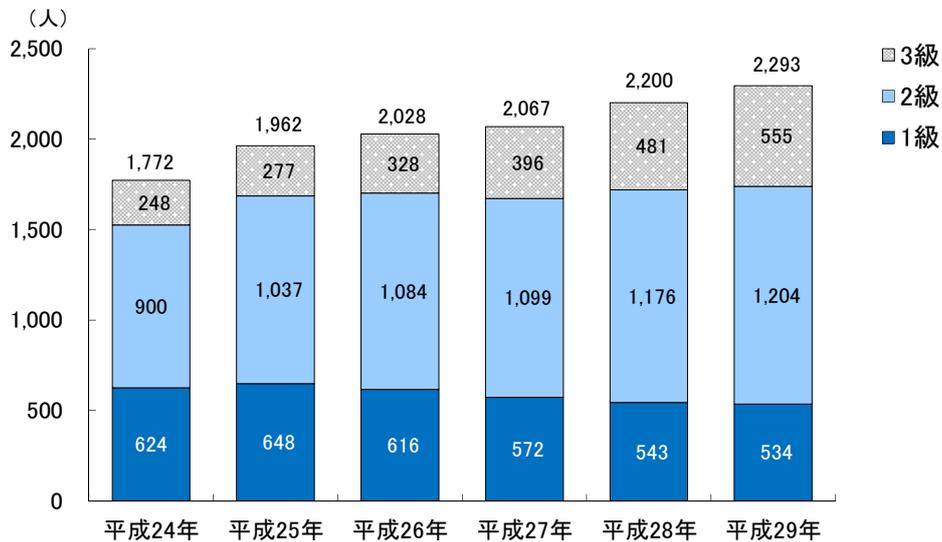
【療育手帳所持者数の推移】



資料：障害者支援課（各年 4 月 1 日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加し続けており、平成 29 年 4 月 1 日時点で 2,293 人であり、平成 24 年と比較すると 521 人(29.4%)増加しています。また、障害の程度は、2 級、3 級が増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

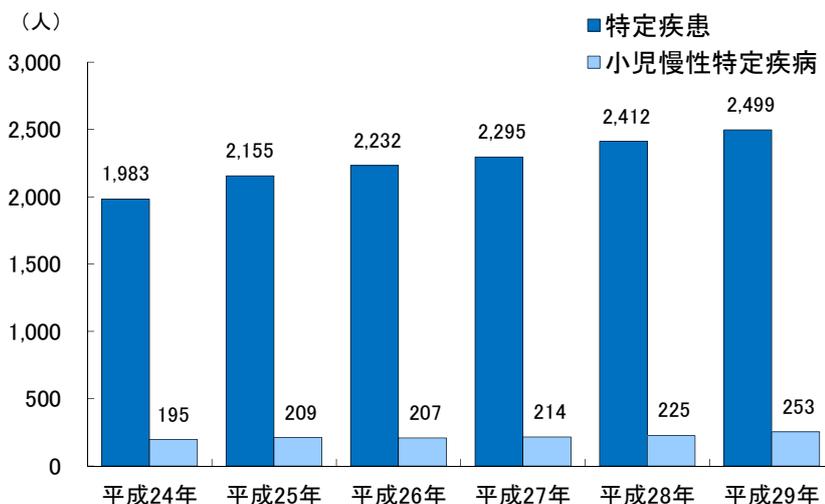


資料:成人保健課(各年 4 月 1 日現在)

特定疾患の患者は増加し続けており、平成 29 年 4 月 1 日時点で 2,499 人であり、平成 24 年と比較すると 516 人(26.0%)増加しています。

また、小児慢性特定疾病の患者は平成 27 年以降増加し続けており、平成 29 年 4 月 1 日時点で 253 人であり、平成 24 年と比較すると 58 人(29.7%)増加しています。

【難病患者数の推移】



資料:成人保健課・こども保健課(各年 4 月 1 日現在)

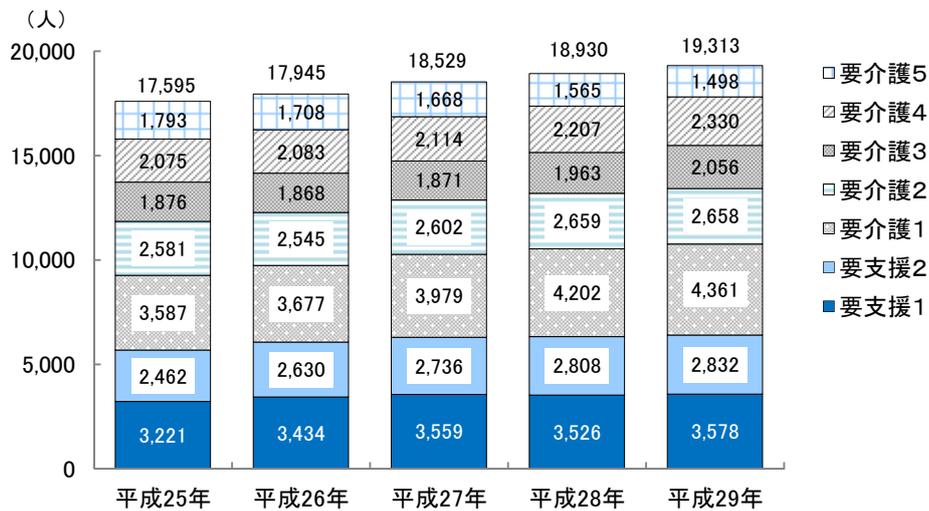
(4) 要介護認定者の状況

要介護認定者は増加し続けており、平成29年3月末現在19,313人、認定率21.0%、要介護4・5の重度者の割合は19.8%となっています。
また、認定率は山口県、全国よりも高くなっています。

要支援・要介護認定者は増加し続けており、平成29年3月末現在19,313人であり、平成24年度末と比較すると1,718人増加、9.8%増となっています。

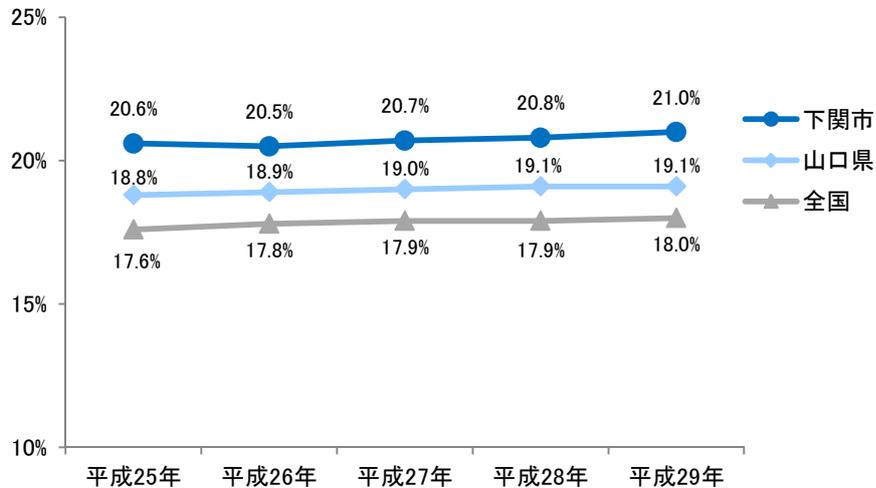
また認定率（要支援・要介護認定者の第1号被保険者に占める割合）は、平成29年3月末現在21.0%であり、山口県、全国よりも高くなっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

【要支援・要介護認定率の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

3 地域活動の主な担い手の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されます。

民生委員は、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割を担っており、児童委員を兼務します。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う役割を担っています。

【民生委員・児童委員定数の推移】

地 域	平成 22 年度		平成 25 年度		平成 28 年度	
	民生委員・児童委員 (人)	主任児童委員 (人)	民生委員・児童委員 (人)	主任児童委員 (人)	民生委員・児童委員 (人)	主任児童委員 (人)
本 庁	192	16	193	16	193	16
彦 島	66	5	66	5	66	5
山 陽	101	11	103	12	103	12
山 陰	122	10	124	11	124	11
菊 川	25	2	25	2	25	2
豊 田	27	2	27	2	27	2
豊 浦	53	3	53	3	53	3
豊 北	48	3	48	3	48	3
計	634	52	639	54	639	54

資料：福祉政策課（各年度 12 月 1 日現在）

(2) 自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、明るく住みよい豊かなまちづくりを目指し、地域における生活上の諸問題、身近な環境の整備や安全、福祉など、様々な問題の解決に取り組むとともに、地域の祭りや運動会などの行事を通じ、住民の連帯意識の向上に努めている自主的に組織された団体です。

自治会数、自治会に所属する世帯数ともに減少しています。

【自治会数・自治会に所属する世帯数の推移】

地 域	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	自治会数 (団体)	世帯数 (世帯)						
本 庁	205	30,049	203	30,042	203	29,463	201	28,947
彦 島	41	11,167	39	11,087	39	10,968	37	10,763
山 陽	141	20,608	141	20,533	141	20,433	140	20,255
山 陰	162	27,664	161	27,399	161	27,637	162	27,701
菊 川	42	2,535	42	2,524	42	2,498	42	2,520
豊 田	35	2,238	35	2,205	35	2,174	35	2,143
豊 浦	90	6,871	90	6,819	90	6,780	90	6,776
豊 北	99	4,162	99	4,113	99	4,030	99	3,936
計	815	105,294	810	104,722	810	103,983	806	103,041

資料：市民文化課（各年度 5 月 1 日現在）

(3) 福祉員

福祉員は、地域における福祉活動の推進役として、下関市社会福祉協議会が平成20年度から自治会に1名以上の設置を進めています。自治会長からの推薦をもとに、下関市社会福祉協議会長が委嘱します。

地域の生活課題の発見、福祉関係者への地域の様子の報告・連絡・相談、地域内の支援活動の手伝い、住民の地域福祉活動への理解・参加の促進等の活動を行っています。

福祉員の設置率は、豊田地域、豊浦地域、豊北地域で100%、菊川地域で97.6%となっていますが、本庁地域では59.9%と低くなっており、地域により差があります。

【福祉員数】 (人)

地域	人数(人)	自治会 福祉委員設置率	自治会数	福祉員設置 自治会数
本庁	165	59.9%	202	121
彦島	35	83.8%	37	31
山陽	129	77.1%	140	108
山陰	131	72.2%	162	117
菊川	42	97.6%	42	41
豊田	89	100.0%	35	35
豊浦	90	100.0%	90	90
豊北	99	100.0%	99	99
計	780	79.6%	807	642

資料：下関市社会福祉協議会（平成29年7月1日現在）

(4) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）は、地域性に応じた住民の創意と工夫による福祉活動を推進するための仕組みとして、概ね自治連合会の区域ごとに設置されています。

住民相互のふれあい・交流、地域生活の支援、福祉の心の育成、担い手の育成、地域課題の解決等の活動を行っています。

平成28年度末現在64地区に設置されています。

【地区社協設置数】

区分	本庁	彦島	山陽	山陰	菊川	豊田	豊浦	豊北	計
設置数	26	5	7	9	—	5	5	7	64

資料：下関市社会福祉協議会（平成29年3月31日現在）

第3章 第2期計画の取組の状況と今後の課題

1 下関市の主な取組

(1) 地域みんなが出会い、いつも笑顔で過ごせる関係をつくろう

ア 主な取組

- 高齢者の活動の場として、老人憩の家、ふれあいプラザを設置しており、利用者は増加傾向にあります。

【老人憩の家・ふれあいプラザ利用者数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	人	57,066	59,140	60,126	65,452

資料：長寿支援課・菊川総合支所市民生活課

- 平成 26 年 4 月に子育て支援機能を中心とし、世代間交流、市民活動機能を備え、次代を担う子どもたちを多世代で育むための次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」を設置しました。

【次世代育成支援拠点施設来館者数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
来館者数	人	—	259,940	186,779	186,629

資料：こども家庭課

- 地域で子ども達を育成する体制を整えるため、子ども達の体験ふれあいの場を設け、地域の方との交流を深め、子ども達に幅広い活動の機会を提供することを目的として様々な講座を実施しており、参加者数は増加傾向にあります。

【地域ふれあい活動参加者数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加者数	人	5,667	5,030	6,795	7,158

資料：生涯学習課

- 障害のある人の健康づくりの推進及び交流の機会を設けるため、各スポーツ大会へ選手を派遣し、参加者は増加傾向にあります。

【スポーツ大会参加者数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
参加者数	人	150	159	165	182

資料：障害者支援課

- 自治会や地域コミュニティ組織によるコミュニティ活動の活性化を図るため、地域の拠点施設の整備等の補助金事業を実施しました。

【補助実績】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助額	千円	17,330	26,875	32,220	21,883

資料：市民文化課

- 認知症に関する正しい知識の普及啓発を図り、認知症の人やその家族のよき理解者となる「認知症サポーター」を養成するために、地域や職域、学校等で「認知症サポーター養成講座」を、年々実施回数を増やして開催しました。
- 小学生を対象とした「認知症キッズサポーター養成講座」を実施しました。実施回数を増やし、参加者を広げてきました。

【認知症サポーター養成講座実施状況】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数	回	40	38	53	66
参加者数	人	1,253	1,018	1,351	1,872

資料：成人保健課

【認知症キッズサポーター養成講座実施状況】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数	回	5	10	9	9
参加者数	人	176	473	387	324

資料：成人保健課

- 障害のある人等への理解を促進するため、講演会を開催しました。

【講演回数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
講演回数	回	1	1	1	1

資料：障害者支援課

イ 今後の課題

- 地域においては、子ども、高齢者、障害のある人等が参加する様々な交流の機会や場が設定されていますが、市民意識調査の結果においては、近所付き合いの必要性を感じているけれども付き合いができていない人がいます。また、身近な地域での交流機会や活動に参加したい人が多くいることから、誰もが気軽に参加できる身近な交流の場づくりや参加しやすい環境づくりが必要です。
- 地域福祉を推進するためには、地域で支援が必要な人や孤立が懸念される人等への市民の理解を深め、市民一人ひとりが他人事を我が事として捉え、地域での支え合い、助け合いの必要性を認識することが重要です。今後もすべての年齢層や地域を対象とした啓発や学習機会による意識づくりが必要です。
- 市民意識調査の結果においては、地域で自分自身ができる手助けを挙げている人は多くなっていますが、実際に手助けをした経験がある人や地域の活動等へ参加している人は少なくなっています。地域での助け合いの活動や様々な地域活動において、市民の意欲を実践につなげるきっかけづくりや、能力をつけるための学習機会等による地域福祉の担い手となる人づくりが必要です。
- 地域活動を支える自治会組織において、加入世帯の減少、高齢化等が進行しています。自治会の存在意義を改めて見直し、地域での高齢者の見守り、若い世代の地域活動への参加等、自治会を通じた地域コミュニティの活性化を図ることが必要です。

(2) 地域のみんが健やかに安心して暮らせる環境をつくろう

ア 主な取組

- 「第六次いきいきシルバープラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、在宅福祉サービス等の充実を図りました。

【在宅福祉サービスの実施状況】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
デイサービス	延回数	3,535	2,984	2,647	2,644
配食サービス	延食数	136,029	131,760	128,319	129,183
いきいきシルバー銭湯デー	延利用件数	27,937	26,472	23,698	23,018
いきいきシルバー100	交付件数	30,400	30,400	33,905	35,310

資料：長寿支援課

- 「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画（第Ⅳ期）」に基づき、自立支援給付等の障害福祉サービスを提供するとともに、支援体制の充実を図りました。

【障害福祉サービス利用状況】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問系サービス	実人数	332	343	363	363
日中活動系サービス	実人数	1,403	1,450	1,526	1,662
居住系サービス	人日/月	664	684	722	751

資料：障害者支援課

- 「下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画(“For Kids” プラン 2015)」に基づき、教育・保育の充実を図るとともに、すべての子育て家庭への支援の充実を図りました。

【子育て支援サービス実施状況】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業実施箇所数	件	187	203	264	213
児童クラブ開設箇所数	箇所	42	46	49	54

資料：こども育成課・こども家庭課（各年度 3 月 31 日現在）

- 下関市民生児童委員協議会会長会及び地区民生児童委員協議会（26 地区）に市職員が毎月出席し、市及び関係機関からの情報提供と情報交換を行いました。

【民生児童委員協議会会長会及び定例会情報提供状況】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
延回数	回	324	324	324	324

資料：福祉政策課

- 市民相談所において相談員による一般相談及び弁護士による特別相談を実施しました。

【市民相談所相談件数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	件	3,870	3,815	3,714	2,656

資料：市民文化課

- 障害のある人の相談に対応する相談支援事業所を市内9箇所に設置し、障害福祉サービスの利用支援や情報の提供、助言を行いました。また、基幹相談支援センター等機能強化事業（下関市社会福祉協議会に委託）を実施し、専門職員を配置し、相談支援事業者に対する指導・助言、人材の育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図りました。

【相談支援事業所相談件数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	件	23,516	22,978	30,113	33,640

資料：障害者支援課

- 平成 27 年度より、地域包括支援センターを 12 か所に増設し、高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援の機能強化を図りました。特に、「地域ケア会議」の展開により、地域の高齢者に対するきめ細かな支援体制の実現と地域に密接した活動につながるよう、関係者への理解と協働に努めました。

【地域包括支援センター相談者数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	件	43,964	42,006	68,493	72,220

資料：長寿支援課

- 子育て支援センター15か所（公立5か所、民間10か所）を設置し、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行いました。

【子育て支援センター設置数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
設置数	箇所	14	14	16	15

資料：こども育成課（各年度 3 月 31 日現在）

- 婦人相談員を2名配置し、離婚問題、DV等各種婦人相談等を行いました。また必要に応じ、関係機関と連携し対応をしました。

【婦人相談件数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	件	240 (189)	231 (170)	262 (172)	277 (207)

* () 内はDVに関する相談件数
資料：福祉政策課

- 災害時の自主防災組織の重要性、必要性を出前講座等にて市民に啓発するとともに、自主防災組織の核となるリーダーの育成を目的とした防災士養成講座を実施しました。

【出前講座実施回数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数	回	17	17	26	22

資料：防災安全課

イ 今後の課題

- 社会経済情勢の変化により、福祉課題は複雑化、深刻化するとともに、社会的な孤立、制度の狭間なども課題となっています。そのような状況のなか、適切に必要な支援につなげるためには、相談体制の機能強化とともに、様々な問題に対応し、必要な分野につなげるコーディネート機能を持つ包括的な相談支援体制整備が必要です。さらに、民生委員・児童委員、福祉員等の地域の関係機関・団体との連携による市民に身近な相談体制が重要です。
- 子ども、高齢者、障害者等のそれぞれの分野の計画に基づき、福祉サービスの充実を図っていますが、市民意識調査の結果においては、下関市の福祉の水準に対する評価は低い状況となっています。また、多くの人が「下関市に住み続けたい」と感じっていますが、住んでいる地域が「これからの生活の場としてさらによくなる」とは感じる人が多くなっています。今後も、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう福祉サービスの充実を図る必要がありますが、そのためには、地域住民や地域の関係機関・団体と連携を図り、支援を必要としている市民の把握やそのニーズを把握する体制整備が必要です。

- 様々な福祉サービスの提供を行っていますが、その情報が市民に十分に周知されていない状況があります。地域で困難な状況にある人を支援につなげるためには、その本人が情報を入手できるとともに、地域全体が情報を共有することが必要です。様々な媒体による情報提供はもとより、地域のネットワークを通じた身近な人から伝わる情報提供体制等、様々な方法による効果的な提供体制の整備が必要です。
- 災害時要援護者登録制度が開始されて8年が経過していますが、援助が必要な人の把握やその情報を活用した地域での支援体制の構築は十分な状況とは言えません。また、市民意識調査の結果においては、地域において災害時に高齢者や障害のある人の安否確認や避難の介助などの活動へ協力する意向がある人はいることから、今後も制度の周知を図るとともに、地域住民、関係機関・団体、地域の活動団体等との連携を図った災害時等の支援体制の整備が必要です。

(3) 地域のみんながお互いさまの気持ちで助け合える仕組みをつくろう

ア 主な取組

- 高齢者の重層的なセーフティネットを確立するため、地域の住民とかかわりを持つ事業者、地域住民、地域の関係機関等と連携を図った見守り環境を整備しています。平成 25 年度に制度導入時の目標であった登録事業者数 100 を達成し、継続して募集を行いました。

【高齢者見守り隊の登録業者数】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業者数	事業者	102	104	117	122

資料：長寿支援課（各年度 3 月 31 日現在）

- 民生委員・児童委員は、担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを把握し、援助を必要とする人の見守りや訪問活動を行いました。

【民生委員・児童委員の訪問活動】

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
延回数	回	77,247	76,947	76,233	77,609

資料：福祉政策課

- 市の「第 2 期下関市地域福祉計画」、下関市社会福祉協議会の「第 2 次下関市地域福祉活動計画」に基づき、連携を密にとり、下関市の地域福祉を推進しました。
- 市民活動に関する情報収集や提供のため、チラシの配布や、設置（常設）、情報誌（ふくふくサポートだより）の発行（隔月）、ホームページや市民活動パネル展などを開催しました。また、市民活動団体を職員自らが取材し、その活動等の紹介も随時行いました。

イ 今後の課題

- これまでの間、下関市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域の活動団体、事業者等の連携による地域の見守りネットワークの構築が進みつつあります。しかし、ますます複雑化、深刻化する地域の福祉課題、生活課題を把握し、解決していくことは、地域の様々な主体の協働による取組がこれまで以上に重要となっています。地域の課題を「我が事」として捉え、地域と関係機関が一体となり解決する仕組みづくりをさらに進めることが必要です。

- 地域においては、市民や地域の活動団体等が地域福祉に関する様々な活動を行っていますが、人材、活動拠点、情報等において、様々な課題に直面している状況があります。また、市民の参加意欲が活動につながっていない状況も挙げられています。地域福祉の推進において今後さらに重要となる市民や地域の活動団体等の取組を促進するためには、活動の拠点づくりや情報の収集や提供等、活動への支援を推進することが必要です。また、それぞれの活動団体等の特徴を活かし、その活動をさらに活性化するために、活動団体同士のネットワークを強化することが重要です。
- 地域福祉の推進において、地域住民に身近な存在である民生委員・児童委員、福祉員、地区社会協議会等の役割は非常に重要ですが、市民意識調査の結果においては、市民の認知度は高いとは言えない状況です。民生委員・児童委員、福祉員、地区社会協議会の役割について市民に周知するとともに、連携を強化し、活動しやすい環境づくりを進めることが必要です。

2 下関市社会福祉協議会の主な取組と評価

下関市社会福祉協議会では、第1次計画の基本理念を引き継ぐ、第2次下関市地域福祉活動計画を平成25年3月に策定しました。

「誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生のまちづくり」の基本理念の実現を目指して、人づくり、輪づくり、地域づくりという3つの基本方針ごとに各3つの活動目標を設定するとともに、第2次計画の特徴である、全市共通の重点課題及び下関、菊川、豊田、豊浦、豊北の各圏域別重点課題を設定し、平成25年度から29年度までの5年間、地域福祉の推進に取り組みました。

重点課題への取組として、地域別、地区別の研修会を開催し、福祉員活動の普及啓発や自治会における福祉活動の基盤強化に努め、第2次計画開始当初と比べてふれあい・いきいきサロンや自治会福祉部の設置数が大きく増加しました。また、地域福祉関係者等のネットワークづくりを推進するため、個人情報保護法の適切な理解と情報共有に関する講演会や研修会を開催するとともに、地区社会福祉協議会の巡回訪問を行い、関係者による連携強化を図りました。更に、ボランティア団体等の連携、ネットワークづくりを推進するため、ボランティア連絡協議会の育成支援に取り組みました。災害時の支援体制の整備については、より迅速で効果的な被災者中心の支援を展開するために災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定し、地区社会福祉協議会等の連携が期待される関係団体に周知しました。

中間年度となる平成27年度に、これまでの取組内容の点検、進捗状況の確認、成果の評価、課題の把握等を行うことを目的に、中間評価を実施しました。

○中間評価の内容

【基本方針1 人づくり】

課題として、地域によって取組に差があること、また、登録ボランティアのマンパワーが十分に活かされていないという評価から、今後の方向性として、地域性に応じた地域福祉活動に関する適切な支援が実施できるよう、地区社会福祉協議会や自治会の実態把握を行うこと、福祉員等のマンパワーの必要性の周知の強化を図ること、ボランティアの有効活用を推進することが示されました。

【基本方針2 輪づくり】

課題として、多様な組織団体、機関等の実態把握が十分できていないため、連携できる組織が限られていることという評価から、今後の方向性として、関係機関の実態把握に努め、関係機関相互がにつながる取組を推進することが示されました。

【基本方針の3. 地域づくり】

課題として、地域における見守りネットワークの取組状況の把握が十分できていないため、ニーズキャッチシステムの仕組みづくりのための支援方針が定まっていないという評価から、今後の方向性として、地域の実態把握を行い、ニーズキャッチシステム構築に向けた取組と地域生活を支援する体制整備を推進することが示されました。そして、評価の総括として、複雑化・多様化する福祉課題の解決に向けた住民主体による取組を一層推進するために、地区社会福祉協議会や自治会、関係機関等の実態をきめ細かく把握し、地域診断に基づく地域性や地域の状況に応じた適切な支援に取り組むこと及び高齢化社会の進展に対応するため、住民主体による地域包括ケアシステムの構築を目指し、多様な主体相互のネットワークづくりと地域における生活支援・介護予防の担い手の養成に取り組むことの必要性が示されました。

第3期計画では、これまでの取組の成果と課題、中間評価の結果を反映させるとともに下関市が策定する第3期計画と一体的に策定し、総合的に地域福祉の推進を図ります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画においては、下関市のまちづくりの基本指針である「第2次下関市総合計画」の保健・医療・福祉分野の将来像である「人と人が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」を基本理念とし、人と人とのつながりを大切にして地域のみんなが支え合う地域福祉を推進します。

また、地域福祉の推進を、地域資源の有効活用や地域の活性化につなげることで、子ども、若者、子育て世代から高齢者まで、すべての市民が「暮らし続けたい」と思う「下関市」を目指します。

基本理念

**人と人が支え合う
誰もが健やかで笑顔があふれるまち**

2 基本目標

計画の基本理念を実現するため、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 ふれあいの人づくり

地域のみんながふれあい、笑顔で支え合う心を育てよう

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域への愛着と、人と人とのつながりを大切にする意識、自身が地域の課題を解決するという自覚をもち、主体的に活動に取り組むことが重要です。

また、将来を築いていく若い世代から、様々な経験を重ねている高齢者まで、すべての市民が地域福祉の担い手として活躍していくことが重要です。

地域住民がふれあい、お互いを支え合う心を育むため、住民同士が交流を深めたり、活躍できる居場所や機会づくりを推進します。

また、市民一人ひとりの地域福祉への理解を深め、地域の福祉課題・生活課題を解決するための行動を促すための啓発、学習機会の充実を図ります。

基本目標2 ささえあいの輪づくり

地域みんなが連携し、お互いに助け合える仕組みをつくろう

社会経済情勢の変化に伴い、個人や家庭の中で複数の課題を抱えたり、課題が深刻化・複雑化している状況から、地域住民や地域の様々な主体がつながり、その課題解決に取り組む必要があります。

困難な状況にある市民が、周囲から孤立することなく、必要な福祉サービスや支援を受けることができるよう、市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市が連携を図り、地域で見守り支え合うネットワークづくりを推進します。

また、地域の課題を解決するための市民の活動を促すための環境づくりを推進します。

基本目標3 あんしんの地域づくり

地域みんなが健やかに安心して暮らせる環境をつくろう

すべての市民が、健康で、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、支援を必要とする市民が、必要な福祉サービスを適切に受けられる体制整備が必要です。

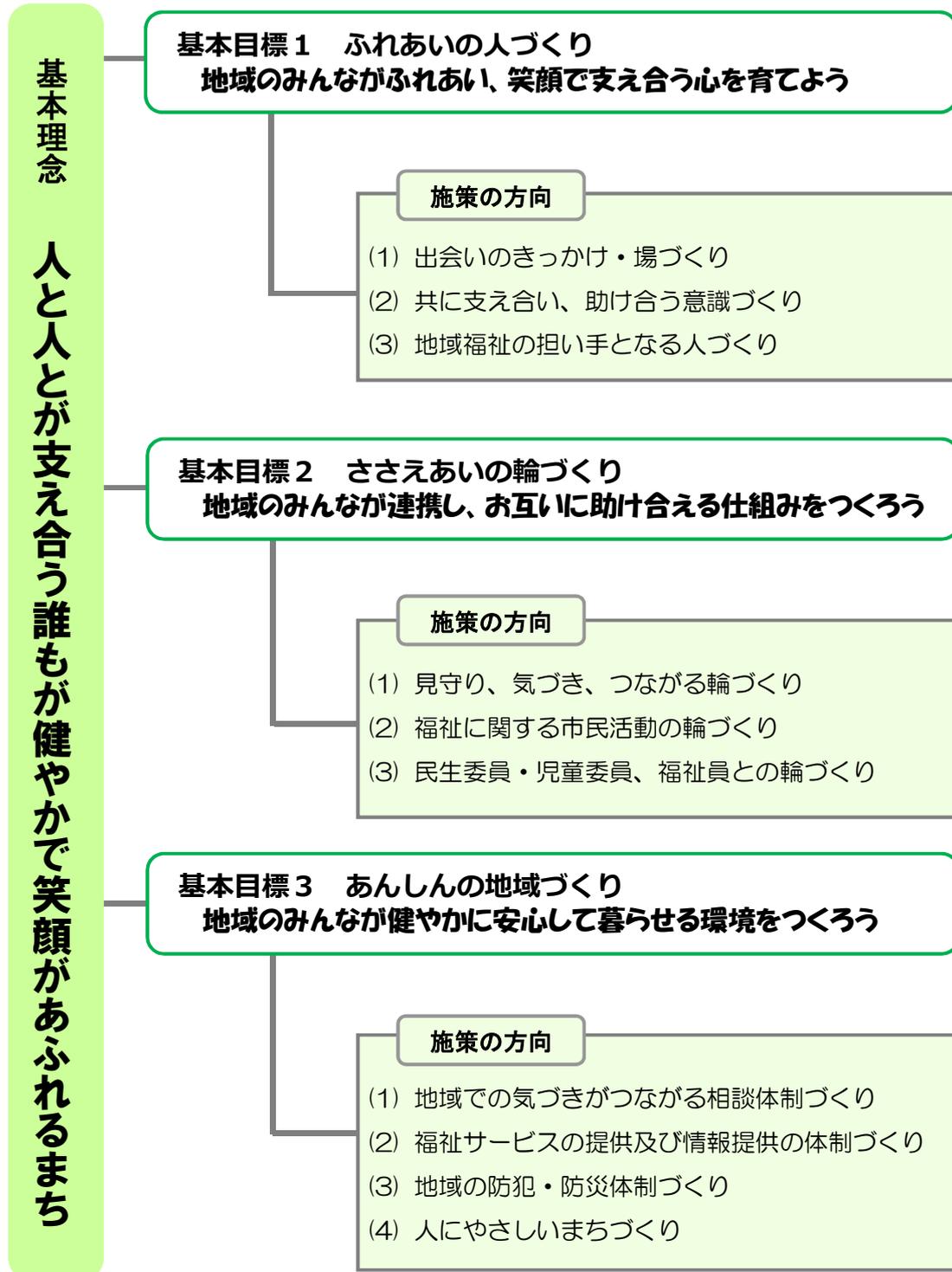
子ども、高齢者、障害のある人等の各福祉分野のサービスの充実とともに、生活困窮者等、各福祉分野に横断的に関係する市民への支援体制の充実を図ります。

また、必要な福祉サービスが適切に提供されるよう、福祉サービスを必要とする市民の把握、情報提供、相談支援体制の充実とともに、権利を擁護する仕組みの充実強化を図ります。

さらに、市民が安心して生活できるよう、災害時の要援護者の支援体制の整備を進め、地域の防災体制等の充実を図るとともに、誰もが暮らしやすく活動しやすい、人にやさしいまちづくりを推進します。

3 計画の体系

市民、地域、市、下関市社会福祉協議会が一体となって「人と人が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」の実現を目指し、下記の体系に沿って地域福祉を推進します。



第5章 計画の取組

1 基本目標1 “ふれあいの人づくり” 地域みんながふれあい、笑顔で支え合う心を育てよう

(1) 出合いのきっかけ・場づくり

課題

地域の人と人とのつながりは地域福祉の活動の基礎となりますが、人口減少、少子高齢化、家族形態の変化、情報化の進展等の社会情勢を背景として地域の間関係はさらに希薄化しています。

市民意識調査の結果においては、近所付き合いの必要性を感じながらも、深い付き合いをしている市民の割合は低く、年代や地域によりその状況に大きな差があります。また、「近所の人と知り合うきっかけがない」と回答している人もいます。



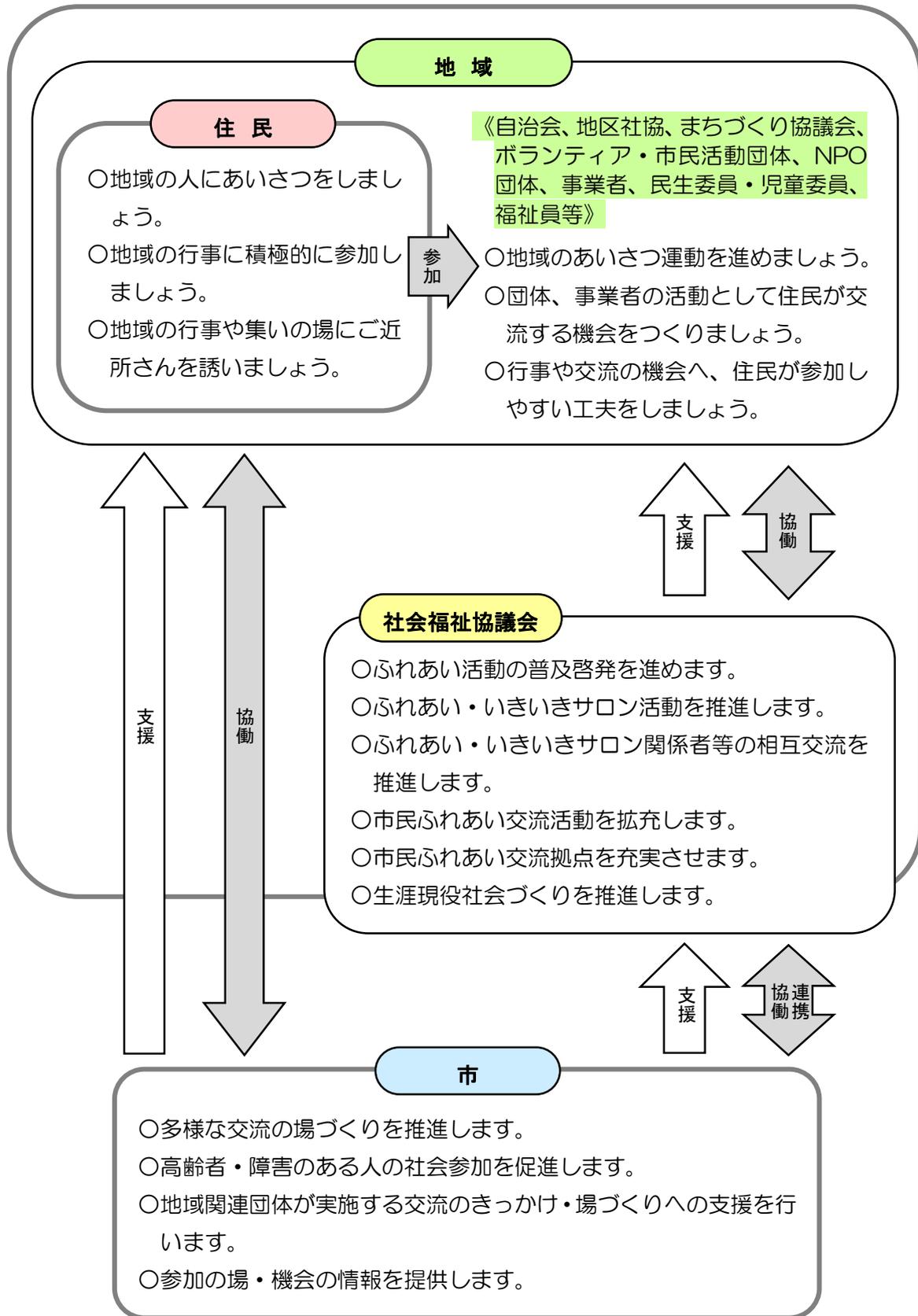
- ・地域の人が気軽に集うことができる身近な場や行事の充実を図る必要があります。
- ・集いの場に参加するきっかけづくりが重要です。
- ・交流機会、交流場所等の情報提供の充実を図る必要があります。

今後の取組

[市の取組]

取組	内容
多様な交流の場づくりの推進	高齢者、障害のある人、子育て家庭等、地域の誰もが気軽に参加できる身近な集いの場づくりを推進します。
高齢者・障害のある人の社会参加促進	高齢者、障害のある人が地域の構成員の一人として、能力や意欲を活かし、地域の様々な活動へ参加することを促進します。
地域関連団体が実施する交流のきっかけ・場づくりへの支援	地域関連団体が取り組む交流のきっかけや場づくりの活動を支援するとともに活動への理解や行事への参加を促進します。
参加の場・機会の情報提供の充実	市が実施する福祉関係の交流の機会、集いの場の情報を収集し、提供します。

出会いのきっかけや場づくりを進めるための 住民・地域・社会福祉協議会・市の役割図



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：人と人がふれあう福祉活動を進めます

活動項目	活動内容
ア ふれあい活動の普及啓発	<p>市民のふれあい活動に対する一層の理解促進と、ふれあい活動への積極的な参加を促すために、ふれあい活動の意義や地域のふれあい活動の情報について普及啓発を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりによる普及啓発 ・ホームページによる啓発 ・セミナー等における啓発 ・相談支援による啓発 ・自治会や近所の人と知り合うきっかけとなる取組（ツール）の検討・開発
イ ふれあい・いきいきサロン活動の推進	<p>子育て世帯や高齢者、障害のある人等をはじめ、誰もが参加できる相互の出会い、仲間づくりの場として、ふれあい・いきいきサロン活動の推進を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン開設に向けた技術指導、職員派遣 ・先進事例等に関する情報収集、情報提供 ・行事用保険の加入支援 ・遊具等の貸出 ・福祉員に対するふれあい・いきいきサロン設置に関する研修会の開催、相談支援 ・助成による新規開設の支援（自治会、地区社協、ボランティア団体等によるふれあい・いきいきサロン活動の立ち上げ）
ウ ふれあい・いきいきサロン関係者等の相互交流の推進	<p>ふれあい・いきいきサロン活動関係者の交流や情報交換を図る場づくりを進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン活動リーダーや関係者の交流会等の開催
エ 市民ふれあい交流活動の拡充	<p>様々な機会を通じて、市民が相互にふれあい、交流できる場づくりを進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会やご近所同士等で相互にふれあい、仲良くなるきっかけとなる取組（ツール）の検討・開発 ・先進事例等に関する情報収集、情報提供 ・交流活動の開催に関する相談支援 ・助成事業による支援（自治会や地区社協によるふれあい活動の企画実施）

活動項目	活動内容
オ 市民ふれあい交流 拠点の充実	市民が気軽に集い、利用することのできる交流拠点を充実する取組を進めます。
	具体的取組 <ul style="list-style-type: none"> • 空き家や空き地等民間未利用施設活用に関する相談支援、情報提供 • 関係機関、企業等との連携による交流拠点の確保・整備や公共施設の開放等に関する推進方策の検討
カ 生涯現役社会づくり の推進	生涯現役社会づくりを進めます。
	具体的取組 <ul style="list-style-type: none"> • 多様な生涯学習機会や社会参加活動の情報収集・情報提供

(2) 共に支え合い、助け合う意識づくり

課題

地域における支え合い、助け合いを進めていくためには、市民一人ひとりの地域福祉への理解と、支援が必要な人、孤立が懸念される人の視点に立ち、その課題を我が事として捉える気持ちが大切です。

市民意識調査の結果によると、地域における支え合いが必要であるとする市民の割合は77.4%と高く、身近な地域で参加したい活動について「日常生活で困ったときの助け合い」と回答する割合が37.8%となっていますが、実際に地域における支え合いを感じている割合は51.7%にとどまっています。

また、高齢者や子育て家庭、生活困窮者等が地域から孤立することが社会的な問題となっています。



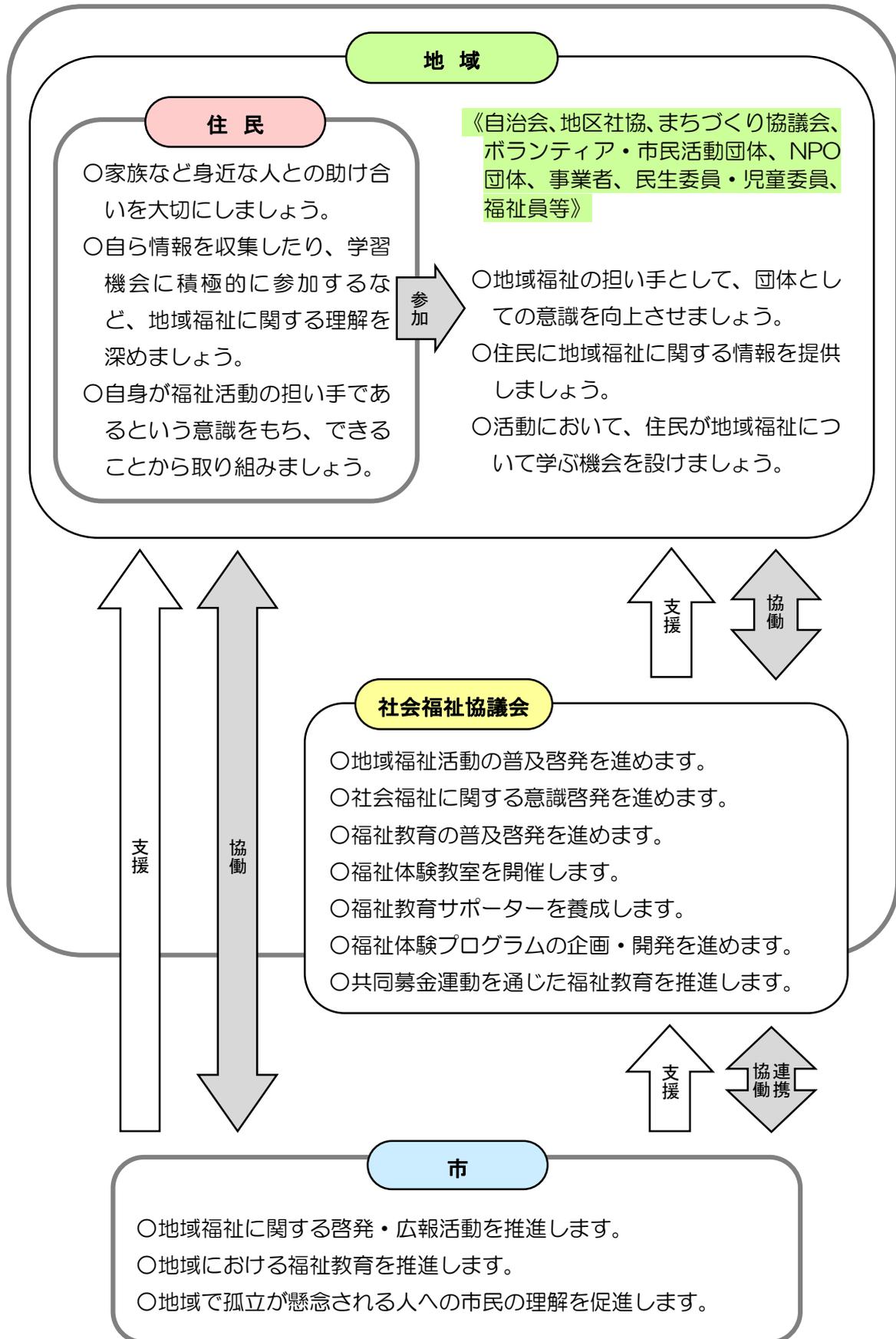
- ・地域の様々な場において、地域福祉の推進に関する理解と認識を深めるための啓発や学習機会の充実を図る必要があります。
- ・子どものころから、思いやりの気持ちや地域で支え合うことの大切さを学ぶことが重要です。

今後の取組

[市の取組]

取組	内容
地域福祉に関する啓発・広報活動の推進	市広報紙、ホームページ及びパンフレット等の各種広報媒体を活用し、地域福祉に関する啓発・広報活動を推進します。
福祉教育の推進	地域福祉やボランティア活動に関する出前講座の実施等により福祉教育を推進します。また、社会福祉協議会等が行う福祉教育に関する情報を市民へ提供します。
地域で孤立が懸念される人への市民の理解の促進	支援が必要な人や地域で孤立が懸念される人の状況や、地域での見守り活動の状況等について普及啓発を行い、市民の理解を深めます。

共に支え合い、助け合う意識づくりを進めるための
住民・地域・社会福祉協議会・市の役割



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：福祉活動の普及啓発と福祉の心を育てる活動を進めます

活動項目	活動内容
<p>ア 地域福祉活動の普及啓発</p>	<p>市民の地域福祉の推進や社協活動に対する一層の理解促進と地域福祉活動への参加協力を促すために、地域福祉活動の意義や社協活動について普及啓発を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行（偶数月）全戸配布 （地域で取り組む際に参考となる事例紹介など紙面づくりの工夫） ・相談支援による啓発 ・ホームページによる情報提供 ・メディアを活用した広報（ラジオ放送、ポスティング紙など） ・メールマガジンによる情報発信の仕組みづくり ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信の仕組みづくり ・ボランティアによる情報発信の仕組みづくり ・公共施設、大型ショッピングセンター等への福祉情報の掲示に向けた働きかけ ・学校や企業への「地域福祉情報・ボランティア情報」受付担当窓口設置の働きかけ ・福祉イベント（映画上映会、福祉まつり、福祉バザー等）の開催 （ボランティア、NPO、当事者団体、福祉施設等との連携） ・情報コーナーの設置（本所） ・情報掲示板の設置（支所）
<p>イ 社会福祉に関する意識啓発</p>	<p>市民の社会福祉に対する一層の意識啓発を促すために、社会福祉に関する普及啓発を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で孤立が懸念される市民に対する理解を促進する取組（ツール）の検討・開発（ひきこもり、依存症、LGBT、刑余者等） ・地域福祉推進大会の開催（優れた取組の表彰や紹介） ・地域福祉推進セミナーの開催 ・市民福祉講座、地域福祉講座の開催、キャラバン隊等の実施 （ボランティア・市民活動団体、当事者組織等との連携や共催企画の実施） ・助成事業による支援 （自治会や地区社協による福祉講座等の企画実施）

活動項目	活動内容
ウ 福祉教育の普及啓発	<p>市民の福祉教育に対する一層の理解促進と福祉教育の推進への参加協力を促すために、福祉教育の理念や意義等について普及啓発を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりによる普及啓発 ・ホームページによる啓発 ・セミナー等における啓発 ・学校等へのふれあい福祉講座の利用に関する呼びかけ ・ふれあい福祉講座の開催
エ 福祉体験教室の開催	<p>より広く市民の福祉教育への参画を促進するために、児童生徒、地区社協、当事者組織、学校、福祉施設等の協働による福祉体験講座等を開催します。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉体験教室実施要項の検討（先進地の視察） ・地区社協、教育委員会（学校）、福祉施設等への福祉体験教室の開催に関する協力要請 ・助成事業による支援（モデル地区、モデル校の指定）
オ 福祉教育サポーターの養成	<p>シニアなどのマンパワーを活用し、ふれあい福祉講座の運営をサポートするボランティアを養成します。また、サポーターの組織化と派遣システムの構築、関係機関との連携体制の整備等を進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター養成講座等の開催 ・受講後のサポーターの組織化 ・サポーターの派遣システムの構築 ・関係者の情報交換会の開催 ・ボランティア団体等への協力要請
カ 福祉体験プログラムの企画・開発	<p>効果的な福祉教育学習を実施するために、発達段階や年代に応じた新たな福祉体験プログラムを企画・開発します。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉体験プログラムの企画・開発（ボランティア団体、NPO、当事者団体、福祉施設等の連携）
キ 共同募金運動を通じた福祉教育の推進	<p>共同募金運動を通じた市民や生徒・児童に対する福祉教育を推進します。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募金活動（戸別募金、学校募金、街頭募金等）への協力要請 ・運動性の啓発

(3) 地域福祉の担い手となる人づくり

課題

地域福祉の推進においては、住民の参加が不可欠ですが、人口減少、少子高齢化の進行、市民のライフスタイルの変化等により、地域の活動団体等では参加者の高齢化や新規参加者の減少、リーダーとなる人材不足などの問題が挙がっています。

一方、市民意識調査の結果によると、地域の活動やボランティア・NPO 活動への参加意向がある割合は、20～39 歳で 27.5%、40～64 歳で 34.7%、65～74 歳で 29.3%となっています。

また、現在参加していない理由として、「活動内容や方法がわからない」、「誘いがいい」、「活動する仲間がいない」、「特技がない」という、今後の働きかけにより活動へつなげることが可能な回答も挙がっています。



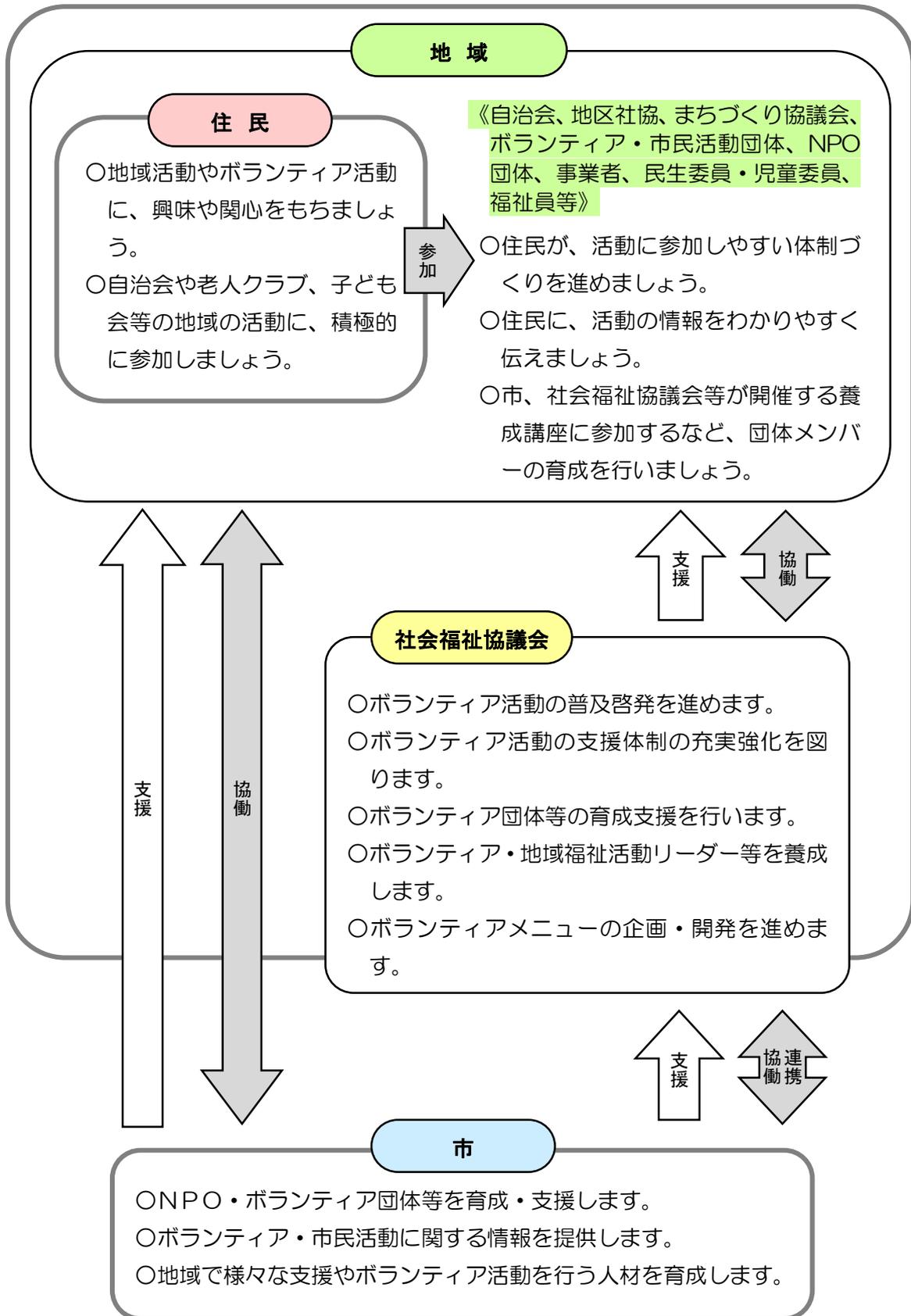
- ・活動を支えるリーダーを育成する必要があります。
- ・性別や年齢にかかわらず、すべての市民の参加のきっかけをつくる場や学習機会を提供する必要があります。
- ・市民の参加意向を活動につなげる仕組みをつくる必要があります。

今後の取組

[市の取組]

取 組	内 容
NPO・ボランティア団体等の育成・支援	社会福祉協議会が実施する地域で活動する人材の発掘及び育成を支援します。
ボランティア・市民活動や学習機会の情報提供	ボランティア活動の養成講座等の学習機会の情報を収集し、提供します。
地域で様々な支援やボランティア活動を行う人材の育成	手話、要約筆記、認知症サポーター養成等の講座の充実を図るとともに、子育て支援活動の援助による担い手の資質向上を図ります。

地域福祉の担い手となる人づくりを進めるための
住民・地域・社会福祉協議会・市の役割



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：福祉活動の担い手を育てる活動を進めます

活動項目	活動内容
<p>ア ボランティア活動の普及啓発</p>	<p>市民のボランティア活動に対する一層の理解促進とボランティア活動への協力を促すために、普及啓発を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりによる普及啓発 ・ホームページによる啓発 ・セミナー等における啓発 ・チラシ等の作成配布 ・相談支援による啓発 ・学校や企業への「地域福祉情報・ボランティア情報」受付担当窓口設置の働きかけ ・学生や幅広い年齢層に対する「地域福祉情報・ボランティア情報」の提供方策の検討 ・啓発イベント等の開催 (ボランティア祭り、ボランティアフェスタ等の開催、既存の祭り等におけるボランティアコーナーの開設など)
<p>イ ボランティア活動の支援体制の充実強化</p>	<p>市民やボランティア団体等の活動を支援する体制の充実強化を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下関市ボランティアセンターの運営 <ul style="list-style-type: none"> * ニーズ把握、ボランティアの登録、相談支援、コーディネートの実施 * ボランティア情報発信の仕組みづくり（メールマガジン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの活用など）） * 先進事例等の情報収集、情報提供 * 市民活動センターとの連携 * ボランティア活動保険等の加入支援 * ボランティア活動機材の貸出 * 公共施設等の会場利用の支援 * 名義後援による活動支援 ・助成事業による活動支援 (ボランティア団体の活動支援)

活動項目	活動内容
ウ ボランティア団体等の育成支援	<p>ボランティアやボランティア団体相互の交流や情報交換を図るための場づくりを進めるとともに、課題を抱える団体等を支援する取組を強化し、ボランティア活動の推進を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア交流集会等の開催 ・ボランティア連絡協議会の育成支援 ・ボランティア団体の育成支援
エ ボランティア・地域福祉活動リーダー等の養成	<p>ボランティア活動の担い手や地域福祉活動のリーダーを発掘・養成する取組を進めます。また、地域生活を支援するための個別支援ボランティアや福祉施設等のニーズに対応するボランティアの養成に取り組みます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座・リーダー養成講座等の開催及び開催支援 (手話、点訳入門講座、リーダー養成講座など) ・課題解決型ボランティア養成講座の開催 (生活支援ボランティア、子育て支援ボランティア、傾聴ボランティアなど) ・ボランティアメニューの企画・開発、ボランティア活動との出会いの場づくり (ボランティア、NPO、福祉施設等との連携)
オ ボランティアメニューの企画・開発	<p>ボランティアやNPO等と協力して、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアメニューの企画・開発やボランティア活動との出会いの場づくりを進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等の社会貢献活動との連携

2 基本目標2 “ささえあいの輪づくり” 地域みんなが連携し、お互いに助け合える仕組みをつくろう

(1) 見守り、気づき、つながる輪づくり

課題

近年、少子高齢化や核家族化、一人暮らし世帯の増加、社会経済情勢の変化等により、要介護認定者や認知症の高齢者、近隣に親類や知人がいない子育て世代、生活困窮者など、支援を必要とする市民が増加しています。

また、高齢者や障害のある人、児童への虐待、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の孤立、貧困への対応等、福祉課題は複雑化しています。

地域においては、住民同士や地域の活動団体、事業者等による様々な取組が進められていますが、連携を図った取組やそれぞれの活動において把握している福祉課題が十分に共有できていない状況があります。

地域全体で助け合うネットワークの整備は喫緊の課題です。



- 地域住民、地域の団体、事業者、民生委員・児童委員、福祉員、社会福祉協議会、市等、すべての地域の構成員が協働し、それぞれの役割や専門性、強みを活かし、補完し合い地域福祉を推進する包括的な支援体制を整備する必要があります。
- ネットワークの構築により、活動状況や課題を共有する必要があります。
- 地域と市の情報共有を行う際に個人情報保護に配慮する必要があります。

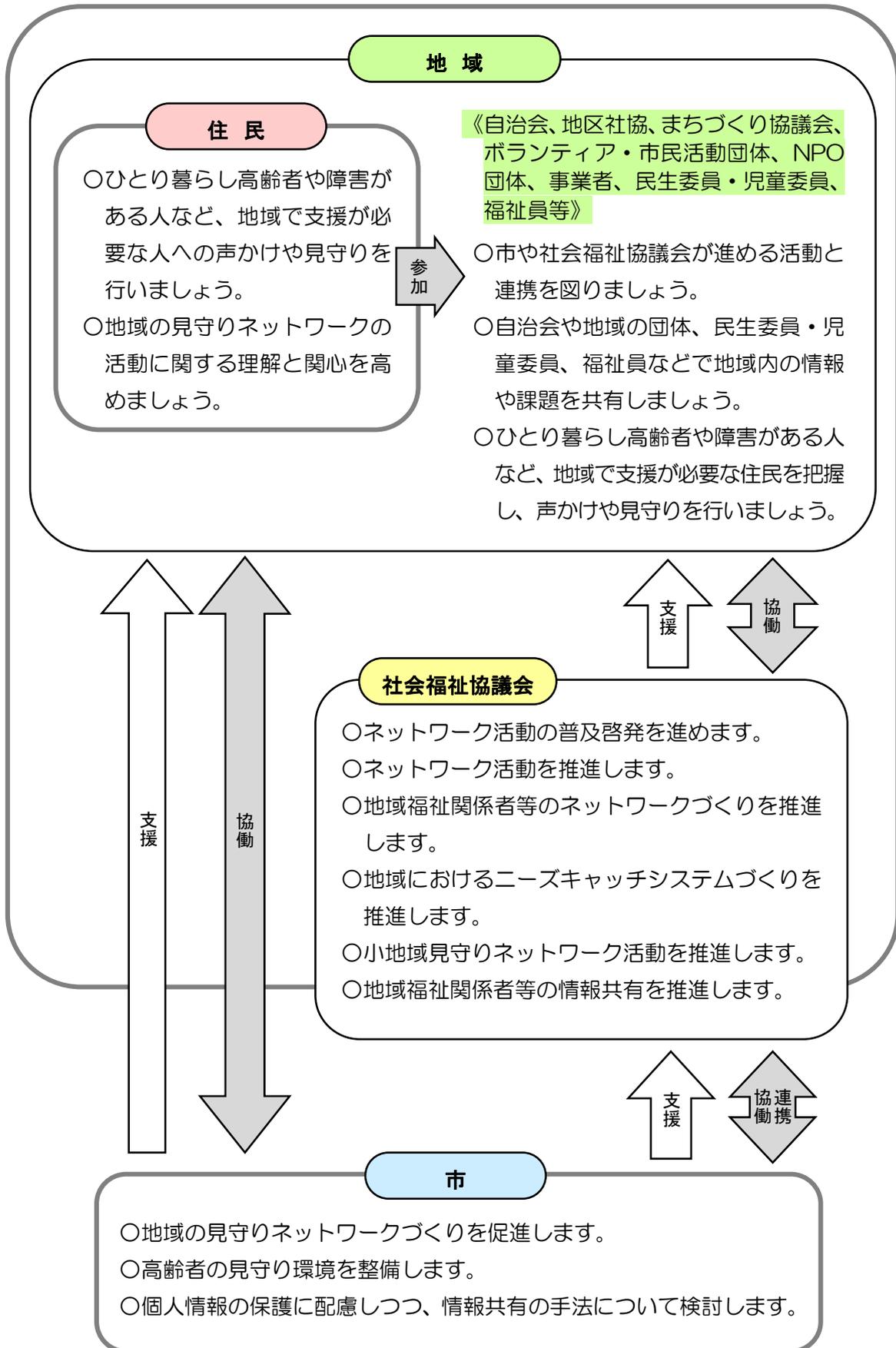
今後の取組

[市の取組]

取組	内容
地域の見守りネットワークづくりの促進	社会福祉協議会、自治会、地域住民、民生委員・児童委員、市等の関係者が連携し、支援を必要とする市民が適切な福祉サービスを受けることができるよう、見守りためのネットワークづくりを促進します。
高齢者の見守り環境の整備	高齢者の重層的なセーフティネットを確立するため、地域の住民とかかわりをもつ事業者、地域住民、地域の関係機関等と連携を図り、見守り環境を整備します。

取 組	内 容
個人情報の保護	<p>情報共有の手法や個人情報の適正な取り扱いを検討します。また、福祉情報を共有する民生委員・児童委員に対して、個人情報の保護に関する啓発、研修を行います。</p>

見守り、気づき、つながる輪づくりを進めるための
住民・地域・社会福祉協議会・市の役割



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：市民相互の連携・協働による福祉活動を進めます

活動項目	活動内容
ア ネットワーク活動の普及啓発	<p>市民のネットワーク活動に対する一層の理解促進と、多様な組織間のネットワークづくりを促すために、ネットワーク活動の意義等について普及啓発を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりによる普及啓発 ・ホームページによる啓発 ・セミナー等における啓発 ・相談支援による啓発
イ ネットワーク活動の推進	<p>幅広い地域の課題を解決するために、自治会、地区社協、NPO、ボランティア団体、社会福祉法人、社会福祉施設、保護司、更生施設等、地域の多様な組織・団体相互のネットワークづくりと連携、協働の取組を進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等に関する情報収集、情報提供 ・多様な団体間の連携、協働に向けた相談支援 ・助成事業による支援 ・地域の多様な組織・団体の実態把握及び相互の連携、協働する取組（ツール）の検討・開発・活用 ・社会福祉法人の地域公益活動との連携強化 ・地域の多様な組織・団体の実態把握
ウ 地域福祉関係者等のネットワークづくり	<p>懇談会、意見交換会など、様々な機会を活用して、自治会役員、福祉員、民生委員・児童委員、地区社協、相談関係機関、下関市社協、その他の地域福祉関係者相互の連携を強化する取組を進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークづくりに関する相談支援、職員の派遣 ・助成事業による支援（自治会、地区社協による顔合わせ会の実施） ・ネットワーク懇談会の開催 ・地区社協に対する福祉員の構成員への位置づけに関する働きかけ <p>緊急時等にスムーズに連携が図れるよう、平時から専門職等のマンパワーを有する福祉施設等と自治会や地区社協との連携を強化する取組を進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等に関する情報収集、情報提供 ・福祉施設等と自治会や地区社協との連携に向けた支援、職員の派遣 ・助成事業による支援（自治会、地区社協による福祉施設等と連携した事業の実施）

活動項目	活動内容
エ 地域におけるニーズキャッチシステムづくりの推進	<p>課題を抱える世帯を早期に発見し、適切に専門機関等へスムーズにつなぐことができるよう、地域におけるニーズキャッチシステムづくりを進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所への目配り気配り活動の普及啓発 ・福祉員活動の推進 ・自治会福祉部（委員会）の設置促進 ・地区社協活動の推進
オ 小地域見守りネットワーク活動の推進	<p>ひとり暮らし高齢者等の孤立を防止するために、自治会や地区社協による、福祉員や民生委員・児童委員等と連携した見守りネットワーク活動の推進を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小地域見守りネットワーク活動の普及啓発 ・福祉員の育成 ・先進事例等に関する情報収集、情報提供 ・関係機関との連携強化による小地域見守りネットワーク活動への参加・協力の促進 ・助成事業による支援 （自治会、地区社協による見守りネットワーク活動の実施）
カ 地域福祉関係者等の情報共有の推進	<p>地域福祉関係者の個人情報保護法に関する正しい理解の促進を図るための取組を進めます。また、個人情報の適切な取扱いや情報共有の在り方に関する合意形成などを促す取組を進め、地域福祉関係者間の連携強化を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法の正しい理解と地域福祉関係者による情報共有の仕組みづくりに関する支援 ・関係機関との連携強化による地域福祉関係者間の情報共有化の促進

(2) 福祉に関する市民活動の輪づくり

課題

現在、市全域やそれぞれの地域において、住民同士の見守りや助け合いの活動、地域福祉を推進する活動、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを推進する活動など様々な市民活動、ボランティア活動が行われています。その活動は、支援を必要とする市民が増加し、福祉課題が複雑化するなかで、非常に大きな役割を担っています。

しかし、活動の実施状況は地域により差があり、活動が行われていても参加者の高齢化や後継者の問題、人材不足、地域住民への情報提供の難しさなど活動の継続が困難な状況もあります。



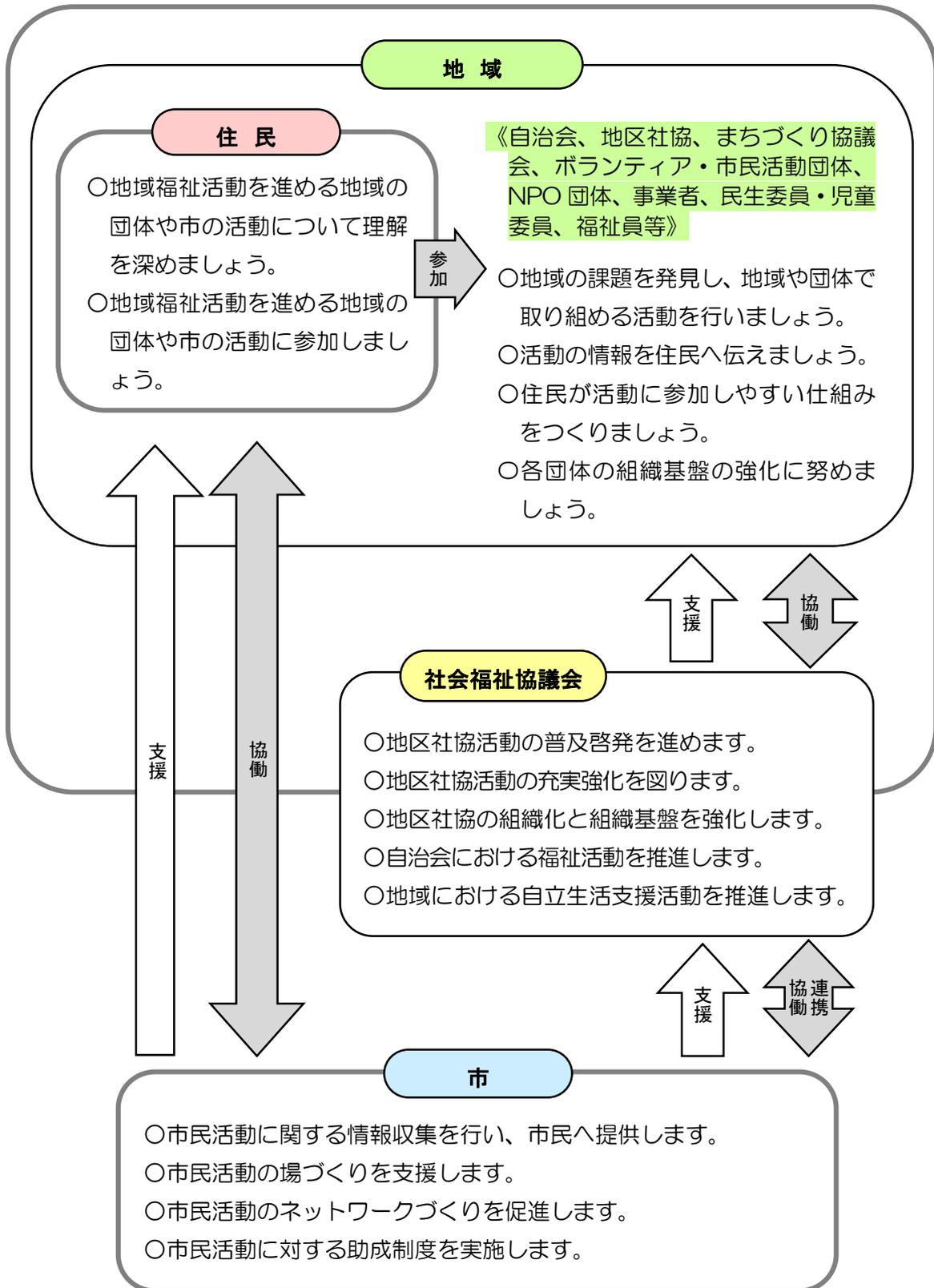
- ・関係機関との連携を強化し、活動を支援する体制を整備する必要があります。
- ・活動を促進するための情報の収集や提供を行う必要があります。
- ・市民が活動に参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。
- ・活動拠点づくりや助成制度等、地域における活動を支援する必要があります。
- ・市民活動のネットワークづくりを促進する必要があります。

今後の取組

[市の取組]

取組	内容
市民活動を促進する情報の収集及び提供	市民活動の情報を様々な広報媒体によって市民に紹介し、理解や関心を深めるとともに、活動への参加のきっかけづくりとなる情報提供を行います。
市民活動の場づくりの支援	しものせき市民活動センター等を拠点にした市民活動の場づくりを支援します。
市民活動のネットワークづくりの促進	人的交流や必要な情報を収集する機能と社会に向けて情報を発信する双方向性のネットワークづくりを促進します。
市民活動を側面的に支援する助成制度の実施	市民活動団体が組織的な活動を維持発展できるよう、既存制度の充実とともに、活動の多様性に応じた制度の整備と検討を行います。

福祉に関する市民活動の輪づくりを進めるための 住民・地域・社会福祉協議会・市の役割



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：住民の主体的な福祉活動を進めます

活動項目	活動内容
ア 地区社協活動の普及啓発	<p>市民の地区社協活動に対する一層の理解促進と地区社協活動への参加協力を促すために、地区社協活動の普及啓発を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりによる普及啓発 ・ホームページによる啓発 ・セミナー等における啓発 ・相談支援による啓発 ・地区社協だよりや福祉かわら版の発行等に関する相談支援、技術指導 ・助成事業による支援 (自治会や地区社協による啓発活動の実施)
イ 地区社協活動の充実強化	<p>地区社協活動の活性化や充実強化に向けた取組を進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等に関する情報収集、情報提供 ・活動の活性化に向けた相談支援 ・地区社協による小地域福祉活動計画策定に関する技術指導 ・助成事業による支援 (地区社協活動の充実強化) ・まちづくり協議会等の関係団体との関係整理 (地域性や圏域に応じた取組の整理) <p>より一層地区社協活動を推進するために、地区社協活動を担う人材育成や地区社協活動の拠点の整備に向けた取組を進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等に関する情報収集、情報提供 ・地区社協が実施する人材育成支援 ・関係機関、企業等との連携による拠点の確保・整備や公共施設の開放等に関する推進方策の検討 ・助成事業による支援 (モデル地区指定)
ウ 地区社協の組織化と組織基盤の強化	<p>地区社協活動の担い手の発掘・養成や財源基盤を強化するための取組を進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協リーダー研修会等の開催 ・地区社協会長相互の情報交換会・会議等の開催 ・共同募金運動の推進、助成事業の活用支援 ・先進事例等に関する情報収集、情報提供

活動項目	活動内容
ウ 地区社協の組織化と組織基盤の強化	<p>地区社協の組織基盤の確立を図るため、構成員の拡充や会則の整備に向けた取組を進めます。また、地区社協活動の推進を図るために効果的な構成区域のあり方について検討します。</p>
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協が抱える課題整理と支援方策の検討 ・構成員の拡充や会則の整備に向けた関係者への働きかけ ・会則整備や構成員の拡充に関する情報提供、相談支援 ・地区社協の構成区域の見直しに関する情報提供、相談支援、関係者等との調整 ・共同募金運動の推進、助成事業の活用支援 ・先進事例等に関する情報収集、情報提供
エ 自治会における福祉活動の推進	<p>より多くの市民が、福祉活動に参加できるよう、日常生活に身近な自治会における福祉活動の推進を図ります。</p>
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会規約への福祉員の位置づけや自治会福祉部（委員会）の設置に向けた関係者への働きかけ ・自治会福祉部（委員会）モデル設置要綱の活用 ・福祉員任期の徹底や選任方法の適正化に向けた関係者への働きかけ ・自治会、地区社協への自治会福祉部（委員会）設置に関する協力要請 ・関係機関との連携による自治会福祉部（委員会）の設置促進 ・助成事業による支援（モデル自治会指定）
	<p>自治会における福祉活動を推進するために、市民の自治会への加入促進や自治会が抱える課題の解決を支援する取組を進めます。</p>
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等に関する情報収集、情報提供 ・自治会福祉部（委員会）設置に関する技術指導、職員派遣 ・自治会、関係機関との連携による自治会運営上の課題等に関する実態把握及び結果に基づく対応策の検討 ・連合自治会への未加入自治会に対する支援方策の検討（併せて地域福祉活動への参加協力の方法検討）

活動項目	活動内容
オ 地域における自立生活支援活動の推進	自治会、地区社協、NPO、社会福祉法人等による高齢者世帯などに対する、日常的なゴミ出し、買い物、外出などの生活支援活動の推進を図ります。
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生活支援体制整備事業を活用した高齢者等の生活支援全般に関する社会資源の開発 • 先進事例等に関する情報収集、情報提供 • 生活支援活動の実施に係る相談支援、技術指導 • 助成事業による支援（モデル地区指定） • 社会福祉法人の地域公益活動との連携（社会福祉法人が有する資源の活用）

(3) 民生委員・児童委員、福祉員との輪づくり

課 題

民生委員・児童委員、福祉員は、地域の子どもから高齢者まですべての住民を対象として相談や生活・福祉ニーズの把握、福祉サービス情報の提供、福祉サービス利用の支援、見守り等、様々な活動を行っています。

その活動には市民の理解や地域団体等との連携が欠かせませんが、市民意識調査の結果によると、民生委員・児童委員・福祉員に対する市民の認知度は高いとは言えません。

また、地域の他の活動や機関との連携が十分に図られていないという課題も挙がっています。



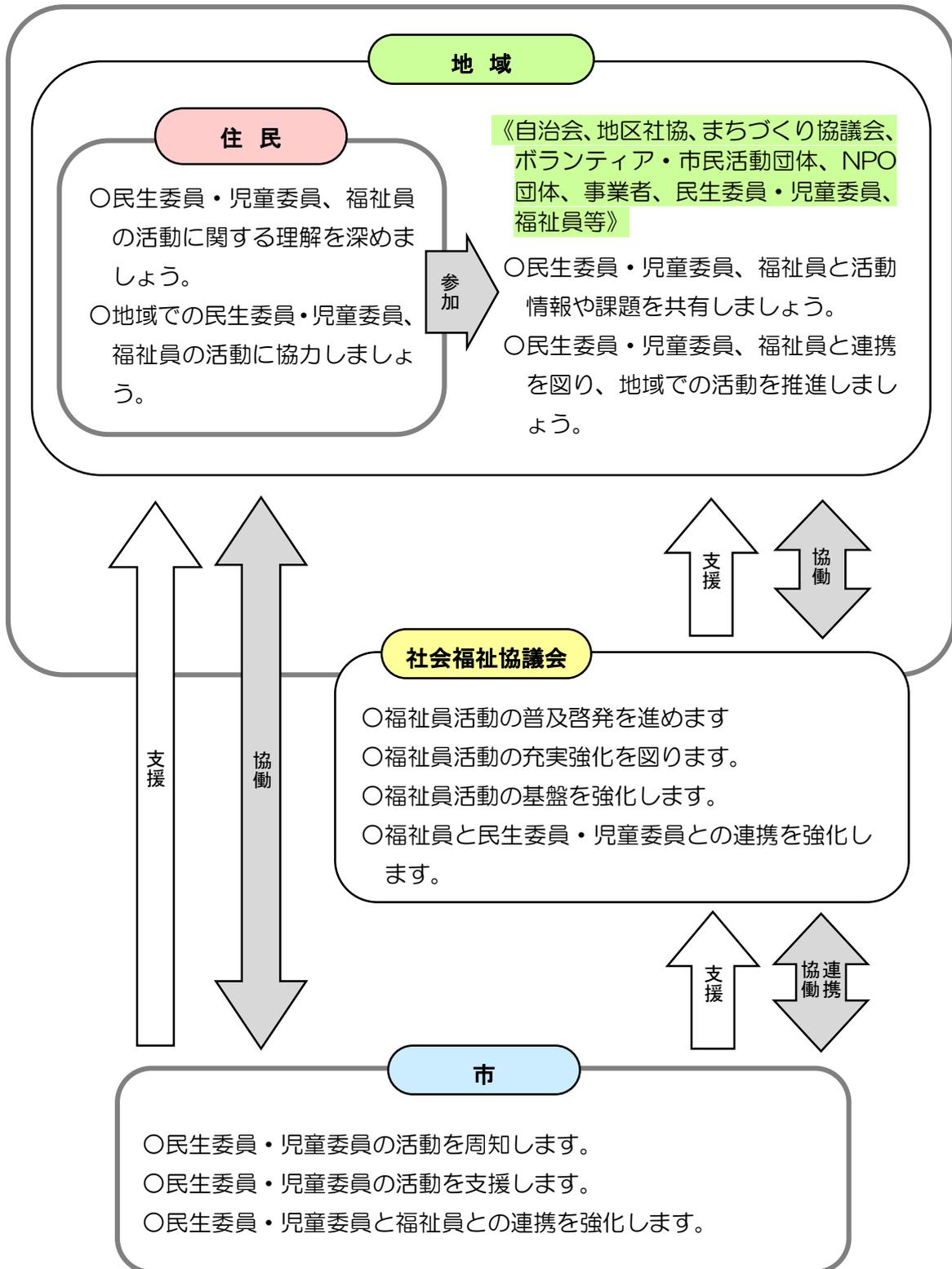
- ・ 民生委員・児童委員の活動を市民へ周知する必要があります。
- ・ 民生委員・児童委員の活動を支援する必要があります。
- ・ 民生委員・児童委員、福祉員と、地域団体や関係機関等との連携を強化する必要があります。

今後の取組

【市の取組】

取 組	内 容
民生委員・児童委員活動の周知	民生委員・児童委員の役割や活動内容を市民に周知します。
民生委員・児童委員活動の支援	福祉に関する知識や制度等に関する情報を適切に提供できるよう、研修の充実を図ります。
民生委員・児童委員と福祉員との連携強化	様々な機会を活用して、民生委員・児童委員と地域福祉関係者相互の連携を強化する取組を進めます。

民生委員・児童委員、福祉員との輪づくりを進めるための
住民・地域・社会福祉協議会・市の役割



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：福祉員活動を支援し、民生委員・児童委員と連携して
福祉活動を進めます

活動項目	活動内容
ア 福祉員活動の普及啓発	<p>市民の福祉員活動に対する一層の理解促進と福祉員活動への協力を促すために、福祉員活動の普及啓発を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりによる普及啓発 ・ホームページ等による啓発 ・セミナー等における啓発 ・相談支援による啓発
イ 福祉員活動の充実強化	<p>高齢者世帯等への見守り活動等、小地域福祉活動の推進基盤の強化を図るため、福祉員の資質向上と未設置自治会への設置を進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉員の委嘱 ・福祉員活動費の助成 ・福祉員研修会の開催 (新任研修、地区別研修会など内容の充実) ・福祉員活動に関する相談支援 ・福祉員の活動指針・マニュアルの作成配布
ウ 福祉員活動の基盤強化	<p>福祉員が選出された自治会において、近隣住民の協力を得て活動できるように自治会福祉部（委員会）の設置を進め、福祉活動の環境整備を図ります。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未設置自治会への設置に向けた働きかけ ・福祉員の年齢上限の検討、周知
エ 福祉員と民生委員・児童委員との連携強化	<p>懇談会、意見交換会など、様々な機会を活用して、民生委員・児童委員と地域福祉関係者相互の連携を強化する取組を進めます。</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークづくりに関する相談支援、職員の派遣 ・ネットワーク懇談会の開催 ・福祉員と民生委員・児童委員が連携して取り組める活動の提案 ・地区民生児童委員協議会への職員の派遣

3 基本目標3 “あんしんの地域づくり” 地域 みんなが健やかに安心して暮らせる環境をつくろう

(1) 地域での気づきがつながる相談体制づくり

課題

要介護認定者や認知症の高齢者、近隣に親類や知人がいない子育て家庭、障害のある人、生活困窮者など、支援を必要とする市民が増加していますが、支援を必要としていても福祉サービスの利用につながらない状況があります。また、制度の間で福祉サービスを利用できていない市民の存在も課題となっています。

市民意識調査の結果によると、悩みや困りごとを相談していないという回答があり、プライバシー保護の問題や相談窓口がわからないという理由も挙げられています。

また、悩みや困りごとについても複雑化、深刻化しており、専門的な対応が必要な状況も多くなっています。



- ・市民が気軽に相談できるよう、身近で、利用しやすい相談体制の整備を推進する必要があります。
- ・相談窓口の周知を図る必要があります。
- ・多様な福祉課題に対応できるよう、専門的な相談員の配置等、相談窓口の充実を図る必要があります。
- ・生活困窮者に対応する相談体制の充実を図ります。

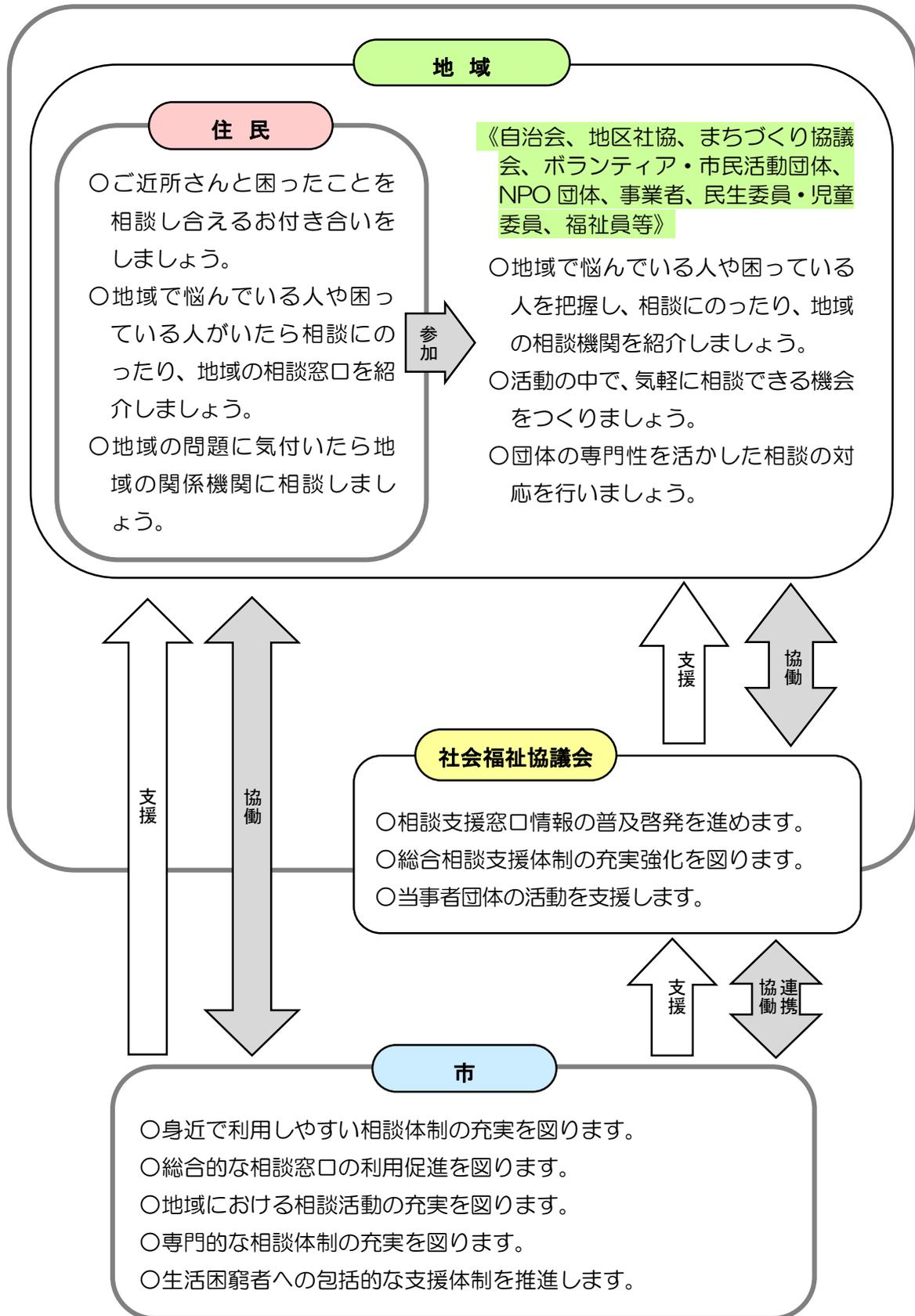
今後の取組

[市の取組]

取 組	内 容
相談窓口の充実	関係各課が相互に連携し、誰もが利用しやすい相談体制の充実を図ります。
地域における総合的な相談窓口の利用促進	地域包括支援センター、相談支援事業所、子育て支援センター等、市民からの様々な相談について幅広く対応する、地域における相談窓口の利用促進を図ります。
地域における相談活動の充実	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員に対して、情報提供、研修及び研修受講補助等を行い、地域での相談活動の充実を図ります。

取 組	内 容
専門的な相談体制の充実	高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者等への暴力などに関する相談や介護、障害、子育てに関する相談等、専門的な相談体制の充実を図ります。
生活困窮者自立支援制度の推進	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した市民が再び生活保護に頼ることのないよう、さまざまな困難の中で生活に困窮している市民を対象に包括的な支援を行います。
児童等に対する必要な支援を行うための協力体制の充実	要保護児童若しくは要支援児童及びその家庭又は妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談対応や必要なサービスへと有機的につないでいく機能を担う「地域子ども家庭支援拠点」を整備します。

地域での気づきがつながる相談体制づくりを進めるための
住民・地域・社会福祉協議会・市の役割



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：悩みごと、困りごとを受け止める福祉活動を進めます

活動項目	活動内容
ア 相談支援窓口情報の普及啓発	市民が悩みごとや心配ごとに応じて必要な相談支援窓口の情報を得られるようにするために、相談支援窓口情報の普及啓発を図ります。
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりによる啓発 ・ホームページによる啓発 ・セミナー等による啓発 ・チラシ等の作成配布 ・新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを活用した啓発
イ 総合相談支援体制の充実強化	既存の相談支援機関の連携強化や相談員の資質向上、ワンストップサービス体制の検討など、総合相談支援体制の充実強化を図るための取組を進めます。
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活・福祉の総合相談窓口の開設 ・社会福祉法人の地域公益活動との連携（ふくし生活SOS事業、各専門相談支援機関との連携等） ・関係機関との連携による包括的な相談支援体制整備に関する方策の検討 ・相談員の資質向上（研修会等の開催）
ウ 当事者団体の活動支援	当事者団体の活動を支援します。
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者団体情報の収集と普及啓発 ・自立した組織運営に関する相談支援 ・助成事業による支援（当事者団体の活動支援）

(2) 福祉サービスの提供及び情報提供の体制づくり

課題

急速な少子高齢化の進行、家族形態の変化や就労形態の多様化等の社会状況の変化を背景として、要介護認定者や認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の社会からの孤立、虐待、貧困等、福祉課題は増大し、また、複雑化しています。

下関市は、これまで個々の計画に基づき、福祉サービスの提供を推進してきました。

また、広報紙、ホームページ及び各種パンフレット等、様々な媒体を通して福祉に関する情報提供を行ってきました。

しかし、市や地域における福祉サービスの情報が、サービスを必要とする市民やその家族に十分に伝わっていない状況、福祉サービスの提供につなげていない状況があります。



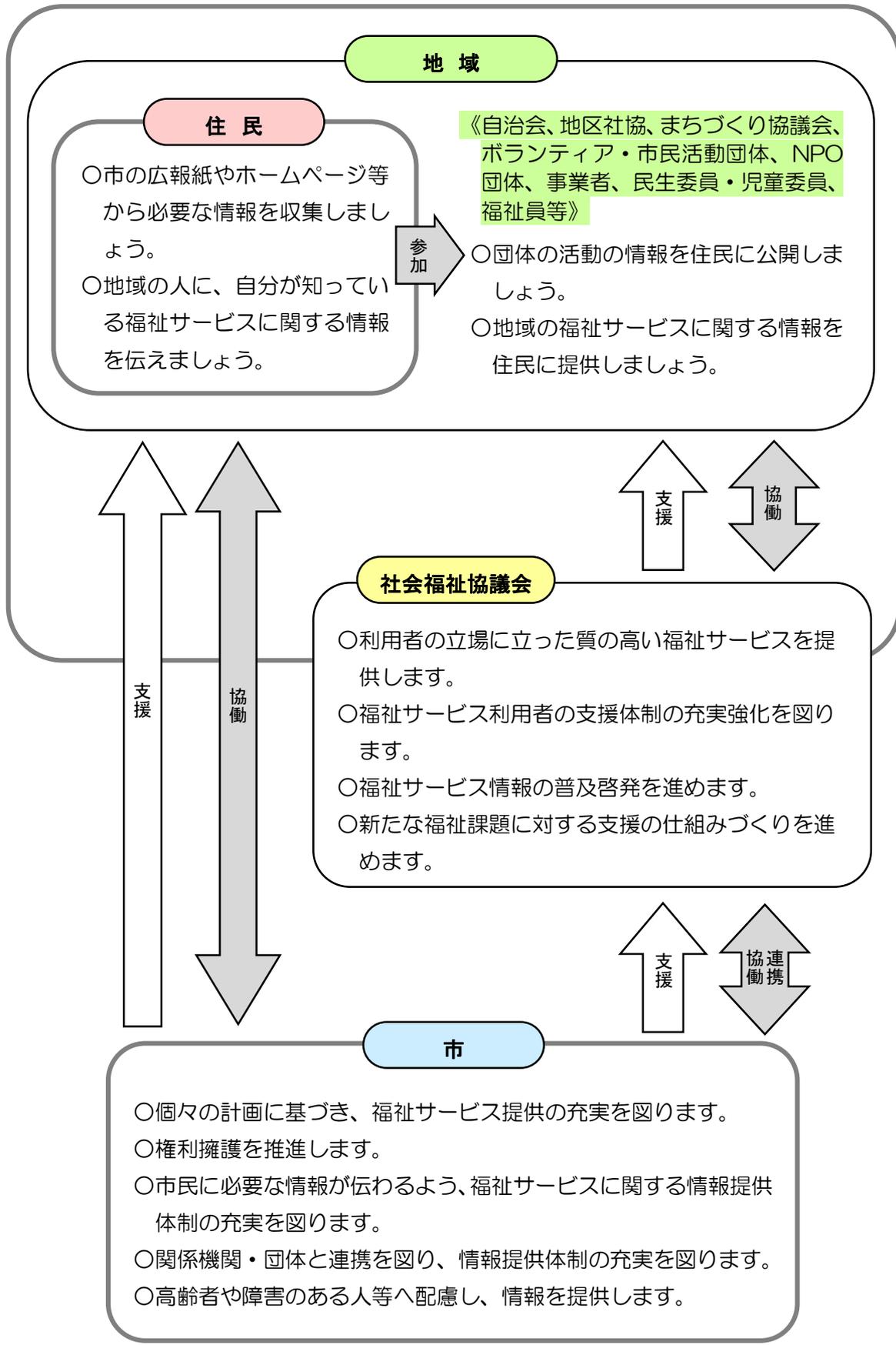
- 個々の計画に基づき、福祉サービスの提供の充実を図る必要があります。また、それらの計画に共通する課題や方策の共有を図り、連携した取組を推進します。
- 福祉サービスが必要な市民を的確に把握する体制を整備する必要があります。
- 情報を入手しやすい体制を整備する必要があります。
- 福祉サービスや支援が必要な市民に、サービスの情報が伝わる体制を整備する必要があります。
- 地域福祉に関する様々な活動の情報提供の充実を図り、市民の活動への参加を促す必要があります。

今後の取組

【市の取組】

取 組	内 容
高齢者福祉サービスの充実	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種福祉サービス及び認知症高齢者対策等の充実を図ります。
障害者福祉サービスの充実	障害のある人が、自らの選択により、必要な福祉サービスを受け、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。
子育て支援サービスの充実	子どもの成長を支援する地域一体となった体制づくりを進め、保育サービス等の子育てに関する事業の充実を図ります。
権利擁護の推進	判断能力が不十分な高齢者や障害のある人の権利擁護を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。
情報提供の充実	市広報紙、ホームページ及びパンフレット等の各種広報媒体を活用し、福祉サービスや福祉制度の紹介を行い、周知を図ります。
関係機関・団体と連携を図った情報提供体制の構築	市民に必要な情報が伝わるよう、社会福祉協議会、自治会、市民活動団体、NPO団体、事業者、民生委員・児童委員等と連携を図り、情報提供体制の充実を図ります。
情報提供における高齢者や障害のある人等への配慮	高齢者及び障害のある人等に情報が行き届くよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき提供方法について配慮します。

**福祉サービス及び福祉サービスに関する情報提供体制づくりを進めるための
住民・地域・社会福祉協議会・市の役割**



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：利用者本位の福祉サービスの提供と福祉サービスの普及啓発を進めます

活動項目	活動内容
ア 利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供	<p>年齢やライフスタイルに応じたきめ細かな福祉サービスの提供体制を整備するために、福祉サービス利用者等の声を各種行政計画に反映させるための取組や、既存制度の改善・見直しを図る取組を進めます。</p>
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携による既存制度等の改善策に関する検討
	<p>福祉サービス提供事業者は、常に利用者の立場にたつて、自ら積極的にサービスの質の向上に向けた取組を進めます。</p>
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者本位の質の高い福祉サービスを提供するための取組（専門職の資質向上）
イ 福祉サービス利用者の支援体制の充実強化	<p>認知症や知的障害などの理由により、判断能力が不十分な市民の福祉サービスの利用や意思決定の支援を行う仕組みの充実強化を図ります。</p> <p>また、福祉サービスの提供事業者による苦情解決制度の適切な運用を推進します。</p>
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉権利擁護事業の実施 ・ 法人成年後見の受任 ・ 苦情解決制度の普及啓発 ・ 福祉サービス運営適正化委員会との連携 ・ 関係機関との連携による安定的な地域福祉権利擁護事業の利用、法人成年後見受任の促進方策の検討 ・ 権利擁護・成年後見センター設置に向けた関係機関との連携強化
ウ 福祉サービス情報の普及啓発	<p>困ったときに利用できる福祉サービスや制度に関する情報を誰もが分かりやすく得られるようにするために、福祉サービスや制度に関する情報の普及啓発を図ります。</p>
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社協だよりによる啓発 ・ ホームページによる啓発 ・ セミナー等による啓発 ・ チラシ等の作成配布 ・ 地域包括支援センター、生活サポートセンター、生活支援コーディネーターとの連携による啓発

活動項目	活動内容
エ 新たな福祉課題に対する支援の仕組みづくり	住宅確保要配慮者への支援の仕組みづくりや中間的就労の受け皿づくりなど、新たな福祉課題に対応する仕組みづくりを進めます。
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> • 居住支援の仕組みづくりの検討と関係機関への働きかけ • 農福連携等による就労支援の仕組みづくりの検討と関係機関への働きかけ • 死後の事務を支援する仕組みづくりの検討と関係機関への働きかけ • 再犯防止支援の仕組みづくりの検討と関係機関への働きかけ

(3) 地域の防犯・防災体制づくり

課題

近年、地震や風水害など全国各地で大きな自然災害が発生しており、災害時の地域コミュニティの重要性が再認識されています。

しかし、地域の間人関係の希薄化や地域活動を支える人材の高齢化等、地域コミュニティの強化にあたり様々な課題が挙がっています。

下関市においては、災害時要援護者登録制度を実施し、援助が必要な高齢者や障害のある人等、災害時に支援が必要な市民の把握を進めてきましたが、十分に把握、効果的な活用ができていない状況ではありません。

一方、高齢者が被害者となる詐欺や子どもが被害に遭う犯罪が多く起こっていますが、地域によっては住民同士のつながりがないことにより、犯罪を未然に防ぐことが難しい環境につながっている状況があります。



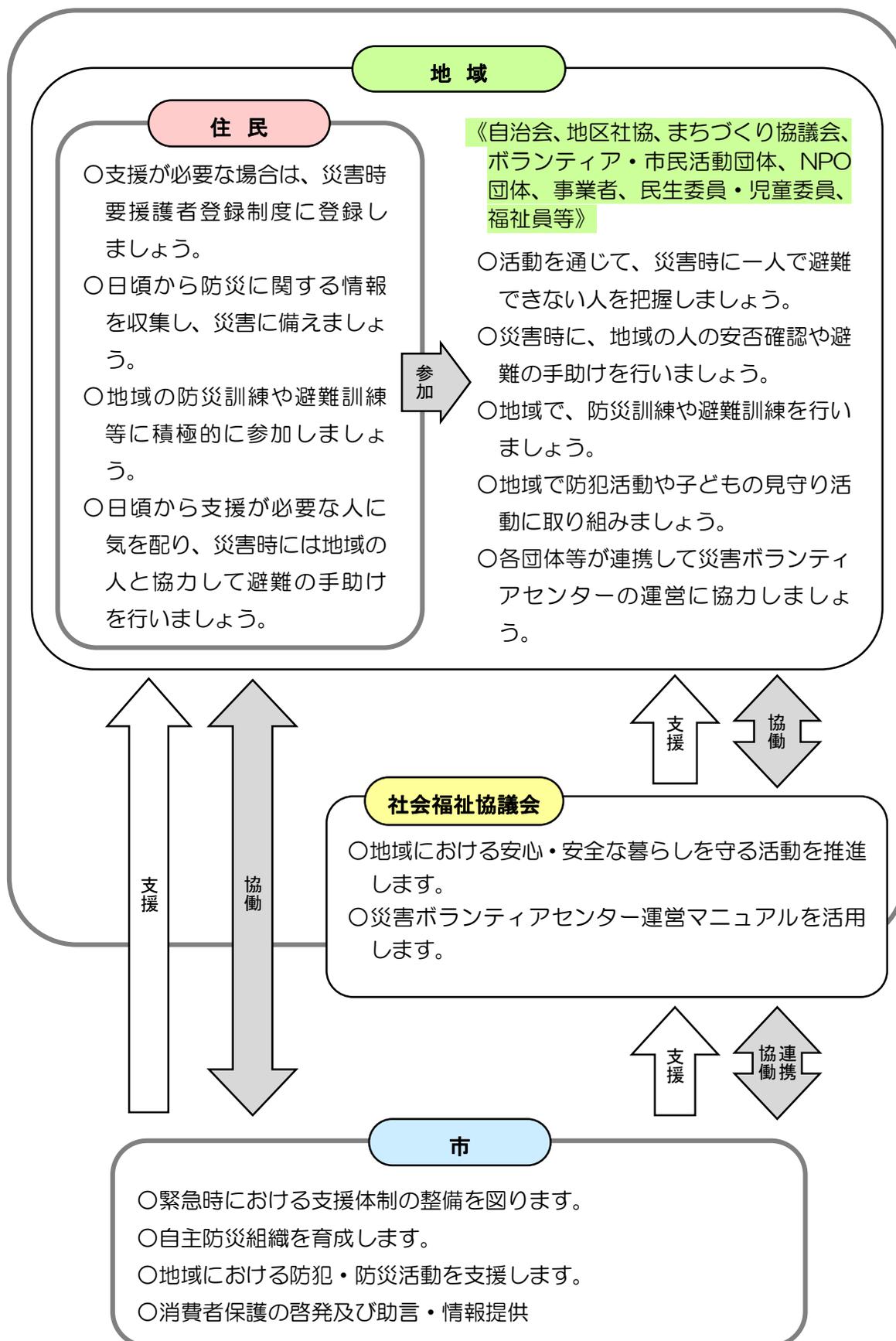
- ・地域の団体等と連携を図り、災害時に支援が必要な住民を把握し、見守り、助け合う体制整備をさらに推進する必要があります。
- ・日頃から災害に対する地域での対策に取り組み、減災につなげる環境づくりを推進する必要があります。
- ・地域で日常的な声かけや見守りを行うことにより、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを推進する必要があります。

今後の取組

[市の取組]

取組	内容
緊急時における支援体制の整備	要援護者の情報の把握、防災情報の伝達及び避難誘導等の支援体制の整備を図ります。また、災害時要援護者登録制度の普及啓発を図ります。
自主防災組織の育成	自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。
地域における防犯・防災体制の強化	防災訓練や講習会を通じて、地域住民の防災意識の向上を図ります。また、地域の安全活動を支援します。
消費者保護の啓発及び助言・情報提供	消費生活センターにおいて、消費者トラブルの発生防止に向けた啓発を行うとともに、相談に応じ、その解決に向けた助言や情報提供等を行います。

地域の防犯・防災体制づくりを進めるための 住民・地域・社会福祉協議会・市の役割



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：安心・安全な暮らしを守る福祉活動を進めます

活動項目	活動内容
<p>ア 地域における安心・安全な暮らしを守る活動の推進</p>	<p>誰もが安心・安全に住み慣れた地域で暮らすことができるよう、自治会や地区社協による組織だった防犯・防災体制づくりや災害などの緊急時に支援を要する世帯に対する支援の仕組みづくりを推進します。</p>
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例等に関する情報収集、情報提供 ・ 自治会や地区社協による取組への職員の派遣 ・ 関係機関、企業等との連携による自治会や地区社協の取組に対する支援方策の検討 ・ 助成事業による支援 (自治会、地区社協による安心・安全な暮らしを守るための福祉活動の企画実施)
<p>イ 災害ボランティアセンター運営マニュアルの活用</p>	<p>災害ボランティアセンター運営マニュアルの周知と関係機関相互の連携体制の構築を進めます。</p>
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携が期待される関係機関に対する 災害ボランティアセンター運営マニュアルの周知、センター運営協力の働きかけ ・ 災害ボランティアセンター設置訓練等の実施

(4) 人にやさしいまちづくり

課題

子どもから高齢者、障害がある人もない人も、すべての市民が暮らしやすく、地域の様々な活動に参加することができる生活環境は地域福祉を推進する基盤となるものです。

しかし、病院や買物に行く移動手段がないことや、道路や建築物などの段差により移動が困難であったり、案内が見えないなど、高齢者や障害のある人、子育てをする人が日常的な生活を送ることが困難な状況があります。



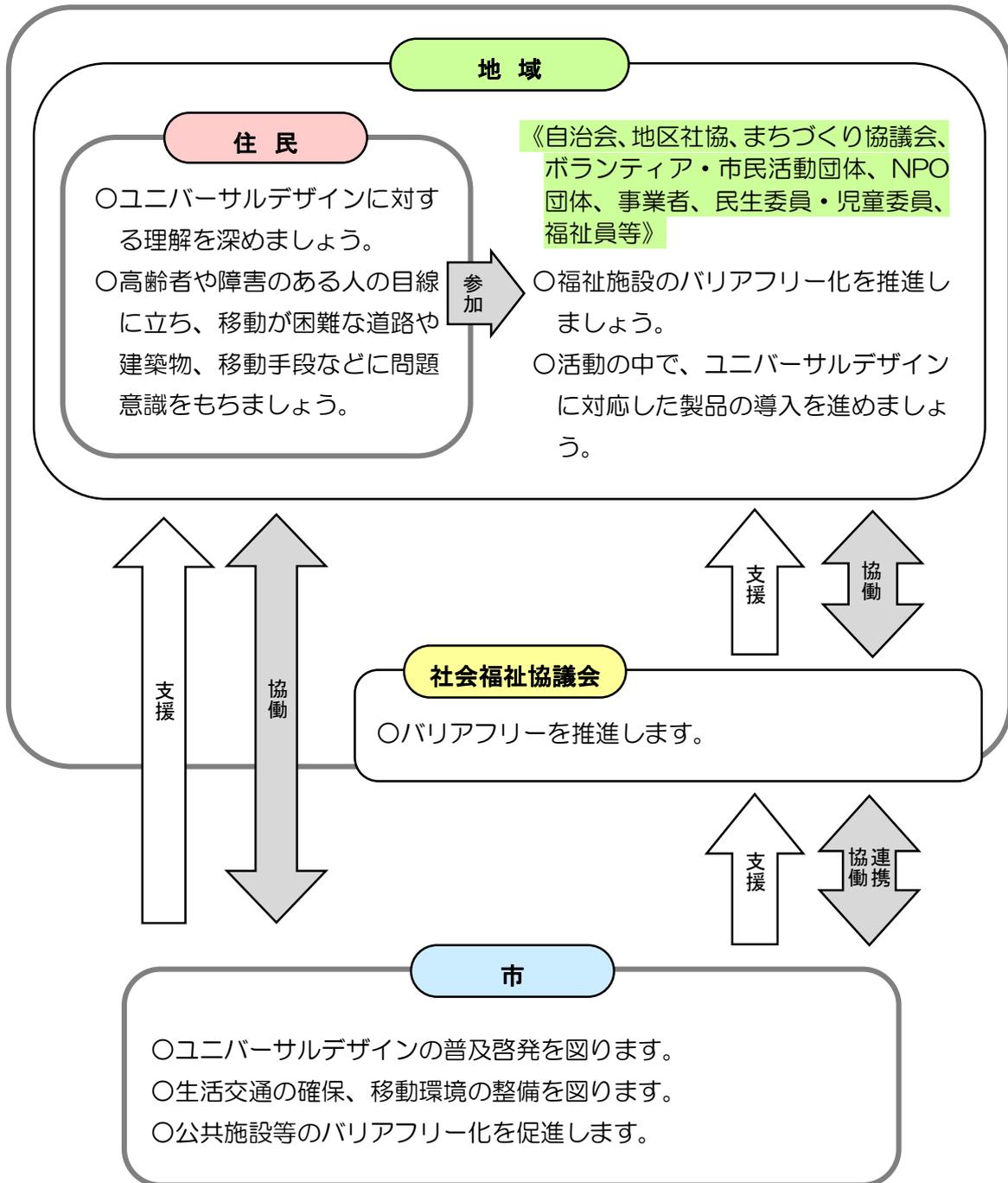
- ・ユニバーサルデザインの普及啓発を推進する必要があります。
- ・公共交通の整備や利便性の向上等、移動環境の整備を推進する必要があります。

今後の取組

[市の取組]

取組	内容
ユニバーサルデザインの普及啓発	ユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図ります。
生活交通の確保	各地域の状況に応じ、効率的なバス路線の維持及び確保を図ります。また、鉄道交通の利用促進による活性化や主要駅における交通環境の充実に取り組みます。
移動環境の整備	低床バス、リフト付のバス・タクシーの導入を働きかけます。
バリアフリーの促進	歩道の拡幅、段差及び傾斜の解消等道路施設の改良、公共施設等の多目的トイレやエレベーター、スロープ等の設置改善を促進します。

人にやさしいまちづくりを進めるための 住民・地域・社会福祉協議会・市の役割



[地域福祉活動計画の内容]

活動目標：バリアフリーやユニバーサルデザインの啓発活動を進めます

活動項目	活動内容
ア バリアフリーの推進	高齢者や障害のある人等の社会参加を支えるために、ユニバーサルデザインの普及啓発やバリアフリーのまちづくりを推進します。
	<p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育によるユニバーサルデザインやバリアフリーの普及啓発 ・人にやさしいまちづくりを推進するボランティア団体、NPO等の活動支援

第6章 計画の推進

1 協働による計画の推進

個人の尊厳を守り、それぞれの個性を認め合いながら、多様化、複雑化した福祉課題、生活課題を解決していくことは、行政や一部の専門機関の取組だけでは困難な状況であり、市民一人ひとり、地域の活動団体等の力が不可欠です。

そのため、市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、福祉員、事業者、下関市社会福祉協議会、下関市など、あらゆる主体が積極的に役割を果たし、地域社会全体で経験や知恵を結集し、協働により計画の実現に向けた取組を推進します。

(1) 市民の役割

市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが、地域の人とかかわり、地域福祉についての理解を深めるとともに、自らが身近な地域で何ができるのか考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが求められています。

(2) 地域の活動団体の役割

自治会や地区社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体、NPO 団体、民生委員・児童委員、福祉員等の地域の活動団体は、それぞれがもつ特性や専門性を活かすとともに、きめ細やかな活動により、公的なサービスでは対応できない地域の多様な生活課題を、解決することが求められます。

(3) 社会福祉法人・社会福祉事業者の役割

福祉サービスの提供者として、市民のニーズに積極的に応え、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービス事業者との連携の中で、包括的なサービスの提供が求められています。

また、専門的な知識・技術を活かした地域福祉活動への支援が期待されています。

(4) 下関市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、社会福祉を目的とする事業の実施、地域福祉活動への市民参加の促進など、地域に密着した様々な事業を推進します。

また、地域福祉の推進・調整役として、地域の様々な福祉課題、生活課題を的確に把握し、市民の生活を支援していくための活動を推進するとともに、地域の活動団体、民間福祉団体の先導役として、連携強化を図ります。

(5) 市の役割

市は、地域福祉の推進に向け、常に地域の実態や市民ニーズを把握するとともに、市民や地域の活動団体などの自主的な活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保など、基盤整備を推進します。

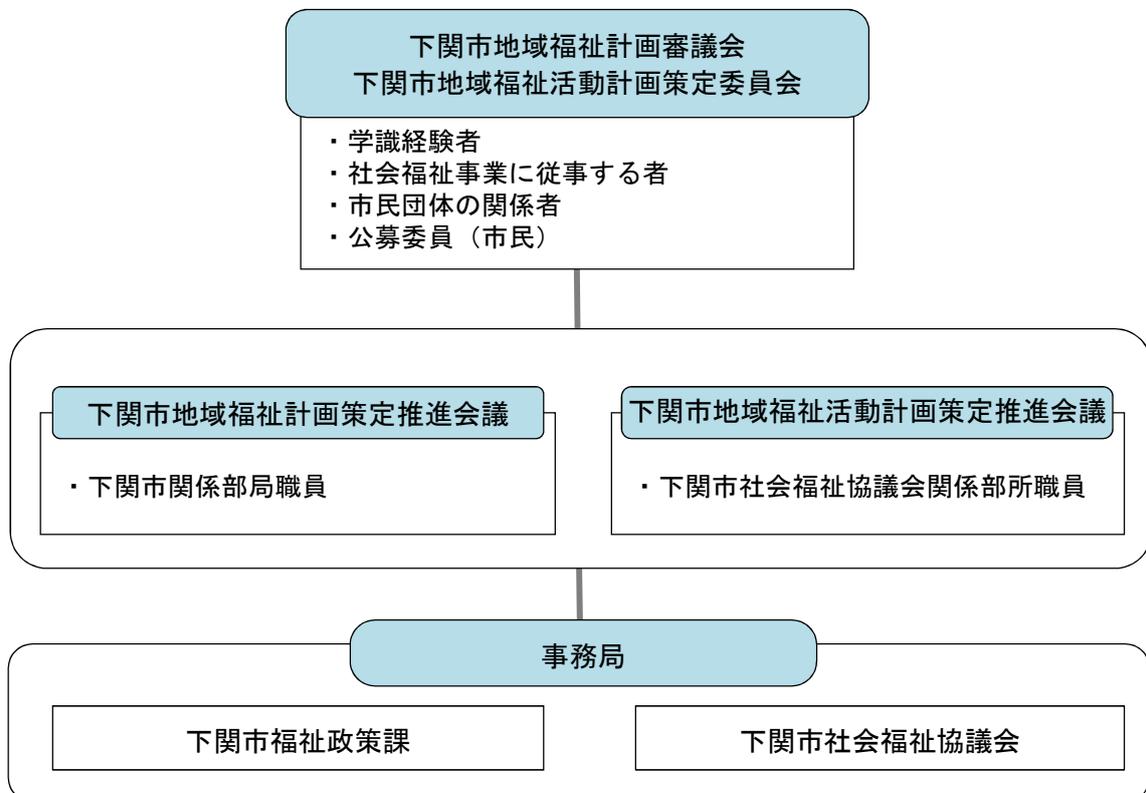
また、本計画の基本理念に則り、地域福祉を推進するための取組を下関市社会福祉協議会と一体となり、市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、福祉員、事業者、等と協働で推進します。

2 計画の推進体制と評価の方法

下関市の関係部局職員で構成される「下関市地域福祉計画策定推進会議」及び下関市社会福祉協議会の「下関市地域福祉活動計画策定推進会議」において各計画の進捗状況を管理するとともに、連携を図りながら計画の推進に取り組みます。

また、取組状況をホームページ等で公表するとともに、「下関市地域福祉計画審議会」、「下関市地域福祉活動計画策定委員会」へ本計画の取組状況を報告し、評価、意見を求め、次期計画の策定に向けて反映させます。

【計画の推進イメージ図】



3 計画の周知・啓発

地域福祉の推進において、本計画の目指す地域福祉の方向性や取組について、市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、下関市など、計画にかかわるすべての人が、共通の認識をもつことが重要です。

下関市、下関市社会福祉協議会の広報紙やホームページ、地域における様々な機会を通じて、本計画及び地域福祉の重要性についての周知・啓発を図ります。

4 地域福祉の更なる連携に向けて（地域福祉連携組織の設置）

国においては、子ども・高齢者・障害者などの全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されています。（「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定））

この地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくり（「我が事」「丸ごと」の地域づくり）が進められようとしているところです。

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりが希薄化する中、地域の一層の連携を図り、住民の孤立を防ぐとともに課題や困難を抱える方が相談支援につながる体制づくりを推進するため、関係機関・団体等への働きかけや情報の収集、整理、周知を図る新たな組織を設置します。